

地方分権の推進に関する提言

兵庫県地方分権推進自治体代表者会議

兵庫県知事	井戸 敏三
兵庫県議会議長	藤本 百男
兵庫県市長会会長	谷口 芳紀
兵庫県市議会議長会会長	角石 茂美
兵庫県町村会会長	庵途 典章
兵庫県町議会議長会会長	西谷 尚

新型コロナウイルスの感染拡大から1年あまりとなる。感染症という目に見えない敵との闘いであり、その対策は、医療・検査体制の充実、外出自粛や営業時間短縮・休業の要請など県民行動の変容、事業活動への支援など多岐にわたる。

コロナ禍は、人口の稠密という大都市の脆弱性や東京一極集中、デジタル化の遅れなど、多くの課題を露呈させた。この経験と教訓を踏まえ、社会を単に以前の状態に戻すのではなく、地域の自主自立を基本としつつ、地域創生の取組を加速させねばならない。そのためには、地方のことは地方自らの判断と権限、財源で取り組める分権型社会を実現することが必要である。

我々兵庫県内の地方六団体は、地方分権を一層推進し、新しいポストコロナ社会の創造に果敢に挑戦するため、以下の項目について提言する。

I コロナ対策の更なる推進	2
II 防災・減災対策の推進	17
III 地域創生の推進	
1 地方回帰を促す環境整備	21
2 デジタル化社会の実現に向けた取組の推進	23
3 地方創生対策の充実	25
4 地域交通等の活性化に向けた規制緩和等の推進	26
5 ワールドマスターズゲームズ 2021 関西への支援	27
IV 地方税財政の充実・強化	
1 地方財政計画の充実	29
2 地方税制の偏在是正に向けた抜本的改革の実施	34
3 地方の税収基盤の確保	36
4 ふるさと納税における適切な制度設計	39
5 宝くじの売上向上	40
V 地方分権改革を推進する仕組みの構築	
1 国と地方の協議の場の機能強化	41
2 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応	41

I コロナ対策の更なる推進

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実 【内閣官房、内閣府】

① 事業者支援分の早期の追加交付

新・ 本県をはじめ、これまでに緊急事態宣言等が発令された地域では、大規模施設等に対する協力金について、国の基本的対処方針に基づき、都道府県知事の判断により休業・営業時間短縮を要請する場合には、協力要請推進枠において国がその60%を財源措置し、残る40%の地方負担は事業者支援分の充当が可能とされた。

また、飲食店等に対する協力金について、国の基本的対処方針によって営業時間短縮要請を行うこととされた時間（まん延防止重点措置区域の場合：営業時間 20 時まで、酒類の提供 19 時まで）に係る部分に限り、協力要請推進枠において国がその80%を財源措置している。本県では、重点措置を実施すべき期間において、国の基本的対処方針に基づき、知事の判断により土日の酒類提供の禁止を要請し、支給単価（最大1万円）を上乗せしたが、当該上乗せ単価に係る協力金は協力要請推進枠の対象外となり、事業者支援分で対応せざるを得なくなっている。

さらに、国から都道府県に対しては、月次支援金や観光関連事業・交通事業等の国の支援措置に事業者支援分を活用して上乗せ措置等の積極的な取組が要請され、それに応じて県独自の支援を行ってきた。

加えて、本県では、①回復患者を受け入れる医療機関等への支援や高齢者施設等の従業者への集中的検査等の感染症対策の強化、②国の要請以外の事業者支援に多額の事業費が見込まれる。

これらにより、本県の事業者支援分の所要額は、先行配分額 114 億円を超える額を予算計上済みであることから、事業者支援分のうち留保されている 2,000 億円について、早期に追加交付すること。

【大規模施設等協力金の財源】

区 分	～6/20		6/21～（都道府県判断）	
	協力推進枠	即時対応特定経費 交付金	協力推進枠	即時対応特定経費 交付金
時短分（国の基本的対処方針に基づく要請分）	80%	対象	60%	対象外
独自上乗せ分	60%	対象外	対象外	

【飲食店の規模別協力金単価】

区分	～6/20 （緊急事態措置）	6/21～7/11 （まん延防止重点措置）		7/12～7/31
	・酒類・カクサ設備を提供する飲食店の休業要請 ・酒類・カクサ設備を提供しない飲食店の時短要請	時短要請	上乗せ措置 〔兵庫県は、土日の 酒類提供を禁止〕	時短要請 〔重点措置は解除されたが、要請継続〕
単価	4～20万円/日	[重点措置区域] 3～20万円/日 [その他地域] 2.5～20万円/日	[重点措置区域] +0～1万円/日	[神戸・阪神地域、明石] 2.5～20万円/日 [上記以外の地域] 2万円/日（定額）
財源	協力推進枠（80%） 即時対応特定交付金	協力推進枠（80%） 即時対応特定交付金	— （事業者支援分）	協力推進枠（80%） 即時対応特定交付金

② 緊急事態宣言が発令された都道府県への事業者支援分の重点配分

- 新**・ 本県をはじめ、これまでに緊急事態措置等が発令された都道府県においては、(1)のとおり、大規模施設等や飲食店に対する協力金、その他の事業者に対する支援等により、事業者支援分の所要額が多額となっている。

したがって、事業者支援分の留保分 2,000 億円の追加交付時には、緊急事態措置が発令され、当該上乗せ措置を行った都道府県に重点的に配分すること。

③ 地方創生臨時交付金の充実

ア 令和 3 年度における更なる増額

- 新**・ 事業者支援分 5,000 億円及び地域観光事業支援 1,000 億円が措置されたが、3月の全国知事会調査における地方創生臨時交付金 6,000 億円の不足は、第 4 波到来の前のものであり、その後の緊急事態措置やまん延防止等重点措置の適用等に伴う影響の長期化により、更なる不足が見込まれる。

国の基本的対処方針では、緊急事態措置やまん延防止等重点措置区域である都道府県においては、地域の感染状況等に応じ、都道府県の判断により国の定めた内容に加え、必要な要請等を行うこととされており、基本的対処方針に基づき実施する都道府県の取組を各知事が適切に対応できるよう、国が責任をもって必要な財源を措置する必要がある。

加えて、今後、消費喚起対策や雇用対策など都道府県が実情に応じた対策を講じていく必要がある。

したがって、早期に予備費の充当などにより地方創生臨時交付金の更なる増額を行うこと。

イ 令和 4 年度における継続・充実

- 新**・ コロナ禍からの経済・雇用情勢の本格的な回復等は時間を要すると考えられるため、令和 4 年度についても、地方創生臨時交付金による支援を継続・充実させること。

④ 即時対応特定経費交付金の適用期間の撤廃

- 新**・ 即時対応特定経費交付金の適用対象は、8 月 22 日までとされている。各都道府県が、まん延防止等重点措置の期間延長等において、その解除後も含め、営業時間短縮要請や休業要請を躊躇なく実施できるよう、即時対応特定経費交付金の期限を撤廃して継続すること。

⑤ 大規模施設等の協力金に関する事務費の措置

- 新**・ 飲食店等に対する規模別協力金については、別途事務費が措置されている。

一方、大規模施設等に対する協力金については事務費が措置されていないが、定額から規模に応じた算定方法に変更されたことにより、面積の判定など多くの事務負担が生じている。

このため、飲食店に対する協力金と同様、大規模施設等に対する協力金についても、事務費を対象とし、既実施分も含めて措置すること。

(2) 医療・検査体制等の充実

① 東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえた水際対策の強化

【内閣官房、法務省、厚生労働省】

- 新**・ 東京オリンピックに引き続き、パラリンピックの開催も迫っている。6月には、成田空港の検疫検査で来日選手団の中から陽性者が判明したにも関わらず、濃厚接触者の特定を行わないまま目的地である合宿地の自治体まで選手団を移動させ、後日、陽性者が判明する事案が発生した。

上記の事案を受けて、国は指針を改定したものの、座席等により機内濃厚接触候補者を区分し、受入自治体がバスで5時間未満に位置する場合は、自治体へ直接移送され、その後濃厚接触者の特定がなされることになっており、結局、濃厚接触者・感染者が自治体に入ってくる可能性は否定できない。

今後も、各国選手団の入国が続くことを踏まえ、入国に際し検疫において陽性者が判明した場合には、濃厚接触者を早期に特定し、検疫所の宿泊施設等に留め置き移送させないなど、国として更なる厳格な対応を行い、水際対策を強化すること。

- ・ 都道府県及び保健所設置市に対して、入国者に関する情報提供を迅速かつ的確に行うこと。

② デルタ株対策の強化 【内閣官房、法務省、厚生労働省】

ア 入国者に関する情報管理、フォローアップの徹底等

- 新**・ 入国者に関する都道府県への情報提供を迅速かつ的確に行うとともに、健康観察期間中に入国者等が所在不明となることのないよう、所在や連絡先の把握などに取り組むこと。

- 新**・ 健康観察期間中に有症状になった場合は、症状の程度に関わらず、漏らすことなく把握し、管轄保健所への迅速な通知と必ず医療機関を受診させるよう、フォローアップの徹底を図ること。

イ ガイドライン等の早急な提示

- 新**・ 国として速やかに実態分析を行い、デルタ株への具体的な対応策を示したガイドライン等を早急に提示すること。

ウ スクリーニング検査、ゲノム解析の推進

- 新**・ デルタ株も含めた変異株のスクリーニング検査が地域で実施できるよう、新たな変異株を識別できる抗原キット等試薬の開発や自治体への速やかな配分、国が実施している民間検査機関への変異株スクリーニング検査委託箇所数の拡充を行うこと。

- 新**・ 本県の政令指定都市・中核市のうち、姫路市及び尼崎市の地方衛生研究所では、変異株のゲノム解析をできる体制が整っていない。

このため、全ての地方衛生研究所において全ゲノム解析を導入できるよう、解析機器の無償貸与、国立感染症研究所による技術研修の実施、検査室の改修など施設整備に対する補助制度の創設、試薬・器材の安定供給体制確保など、地域における遺伝子解析を支援すること。

- 新・ 上記に要する経費は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象事業に追加するなど、国において全額財政措置を講じること。
- 地方衛生研究所の機能や体制を強化するため、現行の地域保健法及び感染症法等に、地方衛生研究所の役割を明記し、国と地方それぞれの責務を明確にするとともに、その責務を十分に果たすことができるよう、必要な予算や人員確保に向けた支援を充実させること。

【地方衛生研究所の設置根拠】

・ 地方衛生研究所設置要綱（H9. 3. 14 厚生次官通知） ※法的な位置付けはない

（ 地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的とする。）

③ ワクチン接種の推進 【厚生労働省】

ア ワクチンの必要量の確保等

（市町村接種）

- 新・ 今後、64 歳以下のワクチン接種が本格的に実施されていく中、7 月以降のファイザー社製ワクチン供給量の先細りに伴い、県内市町の一部では、急遽、予約の受付中止や接種予約のキャンセルをせざるを得ないなど、混乱が生じている。

市町村が行う接種計画が円滑に進むよう、国の責任において、希望に即したワクチン量を確実に確保するとともに、ワクチンの種類や量の供給スケジュールを早期に示すこと。

（職域接種・大規模接種）

- 新・ 本県の大規模接種は、6 月 21 日から 11 月 28 日までの実施を予定していたが、国からのワクチン供給が見通せないことから、姫路競馬場(8 月 30 日～)及び園田競馬場(9 月 27 日～)を活用した接種の実施は、現段階では未定となっている。

ワクチン接種を加速させるため、国の責任において武田/モデルナ社等のワクチンの必要量を確保し、大規模接種及び職域接種の申請受付を早期に再開すること。

【兵庫県が行う大規模接種】

(当初の予定)

姫路	6/21(月)～8/29(日) アクリエひめじ	8/30(月)～11/28(日) 姫路競馬場
阪神	6/21(月)～9/26(日) 西宮市立中央体育館	9/27(月)～11/28(日) 園田競馬場

(変更後
(R3. 7. 26))

姫路	6/21(月)～9/12(日)まで延長 アクリエひめじ
阪神	6/21(月)～10/17(日)まで延長 西宮市立中央体育館

※姫路・園田競馬場での
実施は、未定

- 新・ 既に申請を受け付けた企業・大学等や自治体に対して、多くの企業等で国の承認が下りず保留の状況が続いており、今後の手続も含め早急に対応方針を示すこと。
- 新・ 地域を支える中小企業等が職域接種の共同実施などを推進できるよう、国の責任において、人的支援も含めた万全の支援措置を早急に講じること。

- 新・ 現行の職域接種の人数要件(1,000人)について、1,000人未満でも可能とするよう要件を緩和すること。

イ 適切な国の財政措置

(市町村接種・大規模接種)

- 新・ 大規模接種を含め、ワクチン接種に要する費用について地方負担が生じることがないように、会場運営委託に要する経費など所要額を新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により確実に措置すること。
- 新・ 時間外(2,800円)及び休日(4,200円)については接種費用委託単価が引き上げられたが、通常の接種費用接種単価(2,070円)はインフルエンザの予防接種と比較しても低いいため、当該単価についても引き上げること。
- 新・ 接種費用委託に関する新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の交付対象は、市町村に限られている。しかし、都道府県が行う大規模接種については、都道府県と市町村の間の費用負担が不明確となり、精算事務も煩雑となることから、実施主体である都道府県に対して直接交付すること。

(職域接種)

- 新・ 職域接種の接種に要する費用については、2,070円/人の単価では不十分であり、単価を引き上げること。
- 新・ 国が全額負担して実施する自治体の大規模接種と同様に、職域接種についても、会場設置運営費など接種に必要な経費全額を国で負担すること。

ウ ワクチン接種記録システム(VRS) 入力迅速化に向けた支援

- 新・ VRS入力について、接種券を読み取るタブレットの読み取り速度が遅く、入力作業に時間を要しており、一部の市町の入力に遅れが生じている。市町の負担を軽減し、入力の迅速化を図るため、国において新たにVRS対応OCR・バーコードリーダーを配付するなど、抜本的な対策を講じること。

エ アストラゼネカ社のワクチン活用

- 新・ アストラゼネカ社のワクチンは、海外で若い世代を中心に極めて稀に血栓ができる副反応が報告されていたこともあり、活用方法が未定である。このワクチンは、他国やWHO等でも有効性が確認され、国内で生産できる利点もあることから、職域接種等で希望する実施主体に供給するなど、国として積極的な活用を推奨するとともに、副反応に対する検証・分析等を更に進めること。

< JCRファーマ(株) (本社：芦屋市) >

- ・ アストラゼネカ社が開発した新型コロナワクチンの原液の製造工場を神戸市内に新設予定
※ 令和4年10月に完成し、令和5年以降に稼働する予定)

オ 国産ワクチンの研究開発の推進

- 新・ 国産ワクチン及び治療薬の研究開発を後押しするため、海外諸国に匹敵する十分な研究費を安定的かつ長期的に確保すること。

- 新**・ 薬事承認プロセスの迅速化や国内外における治験の充実・迅速化を図ること。

<本県 中和抗体医薬品の開発支援事業 [R3 当初予算額：3,000 万円 (R2 同額)]>

- ・ 神戸大学と㈱イーベックが行う中和抗体医薬品の開発研究を支援
県立加古川医療センターの協力を得て、患者から採取した血液をもとに高い中和活性を持つ抗体を精製し、中和抗体医薬品の開発へと展開
〔※ R3. 7. 13 神戸大学発表：従来株に感染した人にも、変異株を阻む中和抗体ができる〕
ことが判明

カ ワクチン接種に対する正確な情報発信

- 新**・ ワクチン接種の副反応や接種後の死亡事例等についての誤った情報がネット等で拡散し支障となっている事例が発生している。

今後本格化する若年層に対するワクチン接種推進の観点も含め、国民が安心して接種を受けられるよう、ワクチン接種の意義や有効性、副反応も含めた正確な情報を発信すること。

④ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の所要額確保、対象事業拡充

【厚生労働省】

ア 所要額の確保

- ・ 国の令和2年度三次補正予算（令和3年度に繰越）では、今年度上半期の感染収束を見込んだ上で、概ね9月分までの所要見込額が計上されている。
しかし、第4波の感染拡大により既にその所要額は大幅に増加しているため、国の責任において、確実に所要額を確保し、迅速な交付を行うこと。

イ 対象事業の拡充

- ・ 感染拡大防止のため、医療・検査体制の確保・強化を図っているが、対象事業が限定的であるため、以下のような、地域の実情に応じた取組を行えるよう、対象事業を拡充すること。
 - 高齢者施設等の入所者及び従事者へのPCR検査に伴う費用
 - 入院医療機関に対する運営経費支援
<本県の対応：入院患者一人当たり12,000円/日(GW期間中は24,000円/日)を支援>
 - 回復者を受け入れる医療機関や社会福祉施設に対する支援
〔 本県の対応：①受入一人当たり100,000円を支援
②人工呼吸器等の転院受入に要する整備費を支援
(1病床増加あたり600万円) 〕
 - 自宅待機者へ介護・障害福祉サービスを提供する事業者に対する支援
<本県の対応：(訪問介護の場合)1日当たり訪問介護38,000円を支援>
 - 長期休暇中に診療を行う医療機関や薬局に対する運営経費支援
<本県の対応：年末年始及びGW期間中、1日当たり15,000円を支援>

⑤ 医療機関への支援の継続・充実 【総務省、厚生労働省】

ア 入院病床や宿泊療養施設の確保に対する支援

- 新**・ 国民へのワクチン接種が進んでも、新型コロナに感染した場合の医療提供体制を引き続き適切に確保する必要があるため、入院病床を確保するための空床補償経費や宿泊療養施設の借り上げ等に要する経費について、補助単価や補助対象等を維持・拡充し、令和4年度以降も新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による支援を継続・充実させること。

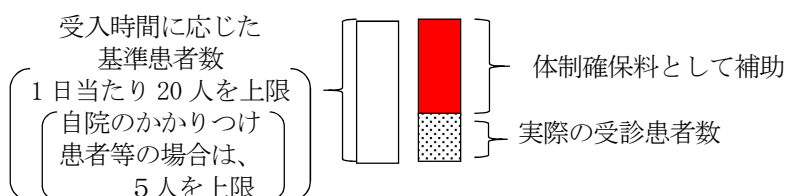
イ 診療・検査医療機関に対する支援

新・ 診療・検査医療機関が診療・検査体制の確保に要する費用について、国庫補助制度が設けられていたが、令和2年度限りで同事業は終了している。

かかりつけ医による更なる診療・検査の推進のため、診療報酬の加算や新たなインセンティブ制度の創設等、診療・検査医療機関に対する支援を充実させること。

【R2年度限り：発熱患者の外来診療・検査体制確保支援事業】

- ・ 診療・検査医療機関が、発熱患者専用の診察室等を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助
〔補助基準額〕13,447円/人・日×（受入時間に応じた基準患者数－実際の発熱患者等の受診患者数）



※ 令和2年度は、発熱患者の診療時間を事前に指定し、その時間は診療体制を確保していただいたが、令和3年度は「予約があった場合のみ対応」など診療体制の確保が柔軟になったため、上記補助事業は廃止された。

〔例 令和2年度：月・水・金の12:00～13:00（この時間は、予約がなくても診療体制を確保）
令和3年度：月・水・金（時間は設定せず、予約があった場合のみの対応で可）〕

ウ 公立病院の経営悪化に対する支援

新・ 民間病院の立地が困難な経営条件の厳しい地域に所在する公立病院（不採算地区病院）について、コロナ禍においても病院機能を維持し地域医療提供体制を確保するため、不採算地区病院への地方公共団体からの支援（繰出金）について、直近の不採算地区病院の実態を踏まえ、令和3年度の特別交付税の算定における基準額が30%引き上げられることとなった。

これらの病院は、地域唯一又は主要な病院として、地域医療の中核的役割を果たしていることから、令和4年度以降も上記の基準額引上げ措置を継続・拡充するなど、不採算地区病院に対する十分な財政支援を行うこと。

- ・ 特別減収対策企業債を発行した団体については、その元利償還についても一般会計から繰出を行った場合と同等の交付税措置等による支援を行うこと。

⑥ 潜在看護職員の再就職の促進 【厚生労働省】

新・ 新型コロナ対応病床の確保やワクチン接種の促進に向け、改めて看護職員の確保が重要となっている。このため、離職等で看護職に従事していない方に対し、県看護協会等が実施する看護技術と医療知識の研修会や就職相談会等への支援を幅広く行うことや、院内保育所・看護宿舎の整備等による労働環境の更なる改善など、潜在看護職員の再就職を促進すること。

【本県の看護職員再就職支援】

- ナースセンター（公益社団法人兵庫県看護協会内）における地域に根ざした復職相談や再就業支援研修の実施、合同就職説明会の開催
- プラチナナース活用促進のためのナースセンターへの専任職員配置と、定年退職前後の看護職員・求人施設へのPRとマッチング
- 院内保育所の整備・運営費補助や看護宿舎・ナースステーションの整備助成等の環境改善

(3) 事業継続・雇用確保対策の充実

① 事業継続に向けた支援の充実 【経済産業省】

ア 資金繰り支援の強化

(都道府県の無利子・無保証料融資制度の申込再開)

新・ 政府系金融機関における実質無利子・無担保融資については当面年末まで継続されることとなったが、政府系金融機関は都市部を中心に立地し窓口も限られているため、事業者の利便性向上の観点から、本年3月末で保証申込が終了した都道府県の無利子・無保証料融資制度の申込を再開し、中小事業者の資金繰り支援を強化すること。

(セーフティネット (SN) 保証4号の指定期間の延長)

新・ 融資制度の延長にあたっては信用保証制度の延長が前提であるため、セーフティネット (SN) 保証4号の指定期間 (9月1日まで) を延長すること。

(セーフティネット (SN) 保証5号の全業種指定の継続)

新・ 8月1日より、SN 保証4号より売上要件が緩い SN 保証5号の指定対象業種が減少 (全業種(1,145業種)→535業種)する予定であるが、県内地場産業においてコロナ禍の影響を受けているにもかかわらず対象外となる業種 (線香、利器工匠具 (かんな、のみ、包丁等)) が存在するため、引き続き全業種指定とすること。

【信用保証制度の概要】

信用保証の種類	対象	売上要件	保証割合	指定期間
SN 保証4号	地域指定 (現在、全国指定)	△20%	100%	9月1日
SN 保証5号	業種指定 (全業種指定 (1,145業種))	△5%	80%	7月31日 (※)
危機関連保証	全国・全業種指定	△15%	100% (SN 保証と別枠)	12月31日

※8月1日～12月31日は、535業種を指定

【新型コロナウイルスに関連する兵庫県中小企業制度融資】

貸付名 (適用期間)	概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融資限度額	融資期間 (据置期間)
①新型コロナウイルス対策貸付 (R2.2.25～当面の間)	SN保証の別枠利用	一般保証 SN 保証4号 SN 保証5号	0.70% (0.80%※1)	2.8億円	10年(2年) 以内
②経営活性化資金 (R2.3.16～R3.9.30)	迅速な融資審査		金融機関所定 (0.80%※1)		
③借換等貸付 (R2.3.16～R3.9.30)	県制度融資の借換		0.70% (0.80%※1)		
④新型コロナウイルス危機対応 貸付 (R2.3.16～R3.12.31)	①のさらに別枠利用	危機関連保証	0.70% (0.80%)	2.8億円	10年(2年) 以内
⑤新型コロナウイルス感染症対応資金 (R2.5.1～R3.5.31 (保証申込はR3.3.31で終了))	最大で当初3年無利子、保証料免除	SN 保証4号 SN 保証5号 危機関連保証	当初3年 0.00% 4年目以降 0.70% (最大0.00%)		
⑥新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付 (R2.6.22～R3.5.31)	⑤の限度額超の資金ニーズに対応	SN 保証4号 SN 保証5号	0.70% (0.00%)	5,000万円	10年(2年) 以内
⑦伴走型経営支援特別貸付 (R3.4.1～R4.3.31)	経営改善等を行う場合の保証料負担軽減	危機関連保証	0.90% (0.20%)	i 4,000万円 ii 2,000万円 (※2)	10年(5年) 以内(※3)

※1 SN 保証を利用する場合 (一般保証を利用する場合は、第5区分で1.15%)

※2 ii は i の4,000万円を利用していることが前提 (2口となるが、合計6,000万円まで申込可能)

※3 危機関連保証で利用する場合、ii の据置期間は2年以内

(返済猶予や弾力的な返済条件の変更等)

- 新・ 新型コロナウイルスの感染収束が見通せない中で事業者は既往債務の据置期間終了などに直面しているため、返済猶予や返済条件の変更等への弾力的な対応について、金融機関への指導を強化すること。

(損失補償に対する支援)

- 新・ 融資実績の増に伴い、県の保証協会への損失補償も多額にのぼることが懸念されるため、(一社)全国信用保証協会連合会からの補助割合を引き上げるなど、支援措置を講じること。

【提案の背景】

・ 新型コロナウイルス感染症に関する中小企業向け融資制度については、既に過去に例のない規模の融資額となっている。これにより、今後の県損失補償額も多額にのぼると見込まれる。

<損失補償割合>

区分	損失補償割合
SN保証4号(100%保証)	日本政策金融公庫 80%、 県 6% 、全国信用保証協会連合会 14%
危機関連保証(100%保証)	日本政策金融公庫 90%、 県 6% 、全国信用保証協会連合会 4%

【本県影響額の試算】

・ R2 及び R3 融資分に係る損失補償

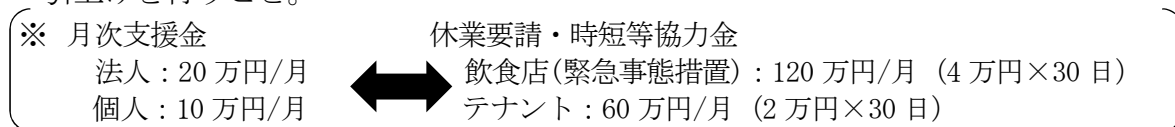
(R2 融資実績額：1兆1,000億円及びR3 融資目標額：8,000億円に、リーマン・ショック時(H21)の県制度融資の代位弁済率(約7.5%)を乗じて推計) (単位：億円)

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	合計
5	13	15	13	9	6	5	4	3	3	2	78

イ 月次支援金の要件緩和及び迅速な支給

- 新・ 緊急事態措置等により影響を受けている事業者は酒類販売事業者に止まらず、またその影響も全国に及んでいるため、全国一律に、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けているすべての事業者について売上減少要件(現行50%減)を緩和すること。

- 新・ 飲食店等への休業要請などに伴う協力金と比較して少額となっている給付上限額の引上げを行うこと。



- 新・ 一時支援金も含め、迅速な支給を行うこと。

② 雇用確保対策の充実 【厚生労働省】

ア 雇用調整助成金の特例措置の延長等

- ・ 雇用調整助成金の特例措置等は、5月以降、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮等に協力する事業主や特に業況が悪い事業主などに限り、従来の特例措置が継続された。
 しかし、緊急事態宣言等の長期化の影響が全国的に拡大していることを踏まえ、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置区域以外も含め、業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減内容(対象事業主、助成額の上限、助成率)については、縮減前と同等となるよう遡及適用を行うこと。

	判定基礎期間の初日	～4月末	5～9月	
中小企業	原則的な措置（※1） 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円	
	業況特例（※2） 【全国】	—	4/5(10/10) 15,000円	
	営業時間の短縮等に協力する事業主	緊急事態宣言	—	4/5(10/10) 15,000円
		まん延防止等重点措置		4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置（※1） 【全国】	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円	
	業況特例（※2） 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	
	営業時間の短縮等に協力する事業主	緊急事態宣言	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
		まん延防止等重点措置		4/5(10/10) 15,000円

注 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

※1 原則的な措置

最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少
(比較対象とする月については、柔軟に取り扱い)

※2 業況特例

AとBそれぞれの月平均値の生産指標(売上高等)を比較し、Aが30%以上減少

・ A：被雇用者の休業初日が属する月から遡って3ヶ月間の生産指標

・ B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

イ 緊急雇用創出事業の創設

- 本県の5月の有効求人倍率は0.94倍となり、1倍を下回る状況が続いている。

今後、雇用調整助成金の特例措置等が終了すれば、いわゆる隠れ失業者が表面化することから、雇用情勢の更なる悪化が懸念される。労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用が生まれるよう、リーマン・ショック時(1兆500億円)を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設すること。

- なお、基金の活用については、直接的な人件費への支出に限らず、就職マッチング事業など地域の実情に応じた雇用創出事業も実施することができるよう、制度設計を行うこと。

【本県の有効求人倍率の推移】

R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5
0.98	0.93	0.93	0.93	0.93	0.92	0.95	0.94	0.94	0.93	0.94

③ 総需要・消費喚起対策の実施 【内閣府、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

ア 総需要対策

- 新** 新型コロナの感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するために、早期の補正予算編成や予備費の充当などにより、

地域経済の活性化や国土強靱化等に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を早期に講ずること。

- 新・ 具体的には、公的施設における感染防止のための改修、基幹道路ネットワークの整備や防災・減災対策等を推進するための公共事業費の大幅な上積み、情報通信基盤の整備等のハード事業に関する交付金の創設など、総需要を増やす対策を行う必要があり、建設国債も活用し、早期に相当規模の経済対策を実施すること。

イ 消費喚起対策

(観光事業者への支援)

- 新・ 都道府県が県域で実施する地域観光支援事業については、感染状況がステージⅡ相当以下となった場合に開始できることとなっている。

しかし、緊急事態措置やまん延防止重点措置等の長期化により、本県をはじめ未だ事業開始に至っていない都道府県が多いことから、予約・販売の期限(10月末)及び割引適用・クーポンの配布期限(12月末)について、令和4年度以降も含め、期限を延長すること。

- 新・ 地域観光支援事業について、感染状況や県域の特性などの実情を踏まえ、県内全域一律実施ではなく、感染が落ち着いている市町に限定して先行事業開始できるようにすること。

- 新・ 地域観光支援事業について、Go To トラベル事業と同様に、感染拡大時のキャンセル料に対する補填費用も対象経費として認めるなど、柔軟かつ弾力的な運用を行うこと。

- 観光業の本格的回復には相当期間を要すると考えられるため、Go To キャンペーンを確実に再開し、再開時には十分な事業期間を確保するとともに、令和4年度以降の継続的な支援など、更なる対策を講じること。
- 今後新たなキャンペーンを行う際には、地方の自主性に委ねる事業スキームの構築を検討すること。

(商店街等への支援)

- 外出自粛等の長期化の影響を受けた商店街の活気を取り戻すため、商店街イベント等を支援するGo To 商店街事業の再開時には十分な事業期間を確保するとともに、令和4年度以降の継続的な支援など、更なる対策を講じること。
- 商店街や飲食店の活性化など各地域における消費を喚起するための新たな取り組みなど、更なる消費喚起対策を強力に推進すること。

(4) 生活に困窮されている方への支援

① 生活福祉資金の継続等 【厚生労働省】

- 新・ 現下の厳しい経済・雇用情勢等を踏まえ、生活福祉資金の緊急貸付等の受付期間を令和3年9月以降も継続し、その貸付原資を迅速かつ十分に交付すること。

- 新・ 償還免除の適格要件を、住民税の課税非課税に関わらず、償還時において所得の減少が続くなど、貸付時と状況の変化がない者まで拡充すること。

- 新・生活困窮者自立支援金について、生活福祉資金貸付の利用を支給の前提とするのではなく、住民税の課税状況や新型コロナウイルスの影響による所得の減少等がある者に対して支給することができるよう、制度の見直しを行うこと。

② 学生に対する支援の強化 【文部科学省】

- 新・新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入が減少するなど経済的に困窮している大学生・専門学校生等を支援するため、高校生の就学支援より要件が厳しい修学支援（授業料等減免、給付型奨学金）について、世帯年収約 380 万円未満などの要件緩和を図るなど、支援を強化すること。

※ 収入要件（両親・本人・中学生の家族 4 人世帯の場合の目安）

- ・高校生：世帯年収約 910 万円未満
- ・大学生等：世帯年収約 380 万円未満

※ 令和 2 年度には学生支援給付金が支給（10 万円（住民税非課税世帯 20 万円））されたが、令和 3 年度には実施されていない。

（5）地方財政への支援

① 令和 4 年度地方財政計画の充実 【総務省】

ア 一般財源総額の確実な確保

- ・新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、経済活動が停滞することで、令和 4 年度は交付税原資となる国税や地方税について、令和 2 年度及び 3 年度に引き続き、リーマン・ショック時と同様、大幅な減収のおそれがある。

このような中においても、新型コロナウイルス感染症対策以外にも、社会保障や防災・減災対策、地方創生、デジタル社会の実現に要する経費等については、地方財政計画に的確に反映し、更なる財源確保を図る必要がある。

地方一般財源総額については、骨太の方針 2021 において、令和 4 年度から 6 年度まで令和 3 年度と実質同水準とするとされたが、実質同水準の確保のみならず、一般会計による加算措置を行うなどにより、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を国において確実に確保すること。

【税収関係におけるリーマン・ショック時(H20.9)との比較】

(単位：百万円、%)

区 分	H20年度	H21年度		H22年度		R元年度	R2年度		R3年度		
			前年度比		H20年度比			前年度比	前年度比	R元年度比	
(地消増税除き) 全税目計	699,867	622,089	▲ 11.1	632,488	▲ 9.6	(791,446) 795,119	(754,076) 794,899	▲ 4.7 ▲ 0.0	(716,446) 764,700	(▲ 5.0) ▲ 3.8	(▲ 9.5) ▲ 3.8
法人2税等	212,426	147,625	▲ 30.5	166,588	▲ 21.6	252,786	227,839	▲ 9.9	194,371	▲ 14.7	▲ 23.1
法人2税	212,426	121,127	▲ 43.0	108,006	▲ 49.2	168,865	149,023	▲ 11.8	134,471	▲ 9.8	▲ 20.4
地方法人 特別譲与税	0	26,498	皆増	58,582	皆増	83,921	78,816	▲ 6.1	59,900	▲ 24.0	▲ 28.6
(増税除き) 地方消費税	99,570	96,421	▲ 3.2	105,733	6.2	(191,364) 195,037	(181,009) 221,832	(▲ 5.4) 13.7	(182,982) 231,236	1.1 4.2	(▲ 4.4) 18.6
参考：地財地方税 (兆円)	40.5	36.2	▲ 10.6	32.5	▲ 19.8	40.2	40.9	1.7	38.3	▲ 6.4	▲ 4.7
参考：地財財源不足 (兆円)	5.2	10.5	101.9	18.2	250.0	4.4	4.5	2.3	10.1	124.4	129.5

※R2年度は最終予算、R3年度は当初予算

【※H22年度地方財政計画】

- ・財源不足額 18.2兆円 (過去最大、仮試算時13.7兆円)
- ・地方一般財源総額 (水準超経費除き) 58.8兆円 (+1.0兆円)
- ・別枠加算 (地域活性化・雇用等臨時特例費) 1.0兆円

イ 各団体における必要額の確保

- 新・ 個別団体における地方交付税の算定にあたっては、新型コロナウイルスの影響による国税や地方税の減少等を適切に捕捉するとともに、留保財源の縮減について、令和3年度の地方財政計画において措置された基準財政需要額の増額等の対応を引き続き実施し、各団体における必要な額を確保すること。

【令和3年度地方財政計画における留保財源縮減への対応】

- ・地方財政計画上、地方税等の減少に伴う地方単独事業の財源減少に対し、基準財政需要額の増額により、地方交付税額を確保

[本県における地方交付税等の算定(R3当初予算時点の試算)]

(単位：百万円)

区 分	R3当初予算 A	R2年間 B	A - B
交付基準額(①-②) (普通交付税+臨財債)	475,000	380,982	94,018
①基準財政需要額	958,722	934,597	24,125
個別・包括算定経費	783,957	759,259	24,698
②基準財政収入額	483,722	553,615	△ 69,893

② 減収補填債の対象拡充 【総務省】

- ・ 令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により地方財政計画で見込んだ税収額を下回る税目については、令和2年度に拡充した税目以外の税目も含めて、減収補填債の対象として必要な補填措置を講じること。
- ・ 減収補填債として措置する場合には、特例債とするとともに、元利償還金に対して交付税措置を行うこと。

【令和2年度の拡充内容】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる消費や流通に関わる7税目（地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税）を対象税目に追加
- ・地方財政法5条の特例債であり、元利償還金に対して交付税措置（地方消費税率引上げ分、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税は100%。それ以外の税目は75%。）

【減収補填債の対象税目の変遷】

年度		H9	H10	H11～H18	H19	H20	H21～R1	R2
対象税目	法人税割	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	法人事業税	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	地方法人特別譲与税 特別法人事業譲与税(R2～)	—	—	—	—	—	◎ (H21から 譲与開始)	◎
	所得割				○			
	利子割	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	不動産取得税	○						◎
	地方消費税		○					◎
	軽油引取税 たばこ税 ゴルフ場利用税 地方揮発油譲与税 航空機燃料譲与税							◎

※◎は交付税措置あり、○は交付税措置なし（資金手当債）（注）

（注）景気低迷などにより基準財政収入額の算定基礎となった標準的な地方税の収入見込額に比して実際の税収が下回ることが見込まれる場合、資金手当債として年度途中に対象税目に追加

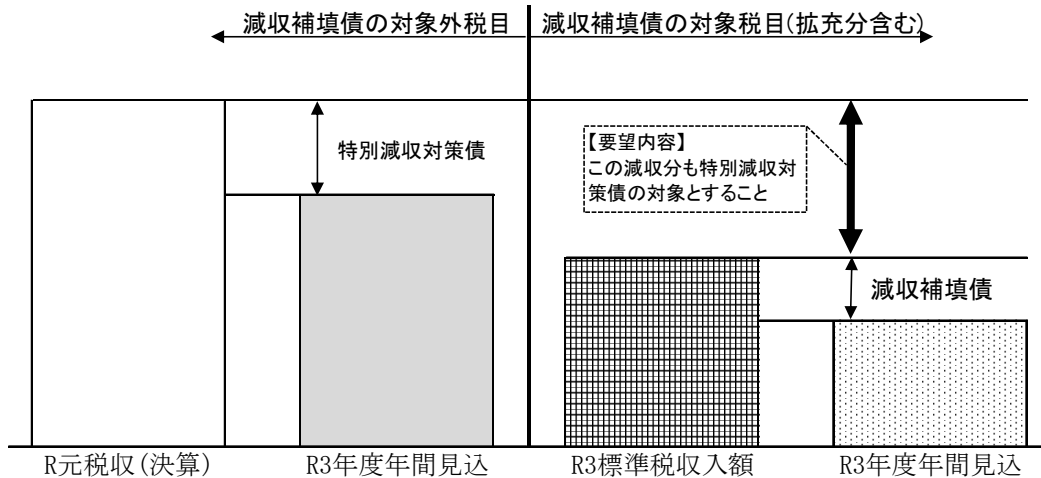
※◎はR2に拡充された税目

③ 特別減収対策債の延長、拡充 【総務省】

- 新**・ 令和4年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により税収減が生じる場合には、地方一般財源総額の確保・充実はもとより、地方団体の資金繰り対策として、特別減収対策債の発行を可能とすること。
- 新**・ 投資事業費の増減が生じる中、安定的な財政運営を図るために、建設事業費における通常の地方債充当後の一般財源の範囲内で発行できる資金手当債ではなく、地方財政法5条の特例債とすること。
- 新**・ 減収補填債の対象税目についても、令和3年度標準税収入額が令和元年度決算額を下回った場合の差額部分を特別減収対策債の対象とすること。

【提言の背景】

- ・減収補填債対象税目は、特別減収対策債の対象ではないため、標準税収入額がR元年度決算額を下回った場合でも、その差額については起債措置がない。
- ・そのため、減収補填債の対象税目についても、R元年度決算額と標準税収入額との差額について、特別減収対策債の発行を認める必要がある。



<特別減収対策債(R2~)>

- ・減収補填債の対象とならない地方税等や使用料・手数料の減収及び減免額について、建設事業費における通常の地方債充当後の一般財源の範囲内で発行できる資金手当てのための地方債
- ・発行可能額は、令和元年度決算額と当該年度の収入見込み額との差額

④ 国民健康保険に対する財政支援 【厚生労働省】

- 新**・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、保険者が国民健康保険料(税)の減免を国基準に基づき行った場合に、令和2年度同様、その減免に要した費用の全額を財政支援すること。

【国制度の問題点】

- ・令和2年度の同財政支援措置は、減免に要した費用の全額が国庫補助の対象とされていたが、令和3年度は、各市町村の保険料収入等に占める減免額の割合に応じて、その一部のみが財政支援されることとなり、保険者側に負担が生じている。

R 2	R 3
災害等臨時特例補助金 (コロナ減免の6割)	なし
国特別調整交付金 (コロナ減免の4割)	<コロナ減免が保険料収入等の3%以上である場合> コロナ減免の10割
	<コロナ減免が保険料収入等の1.5%以上3%未満である場合> コロナ減免の6割
	<コロナ減免が保険料収入等の1.5%未満である場合> コロナ減免の4割

II 防災・減災対策の推進

(1) 安全安心の基盤づくりに必要な財源の確保等【内閣官房、内閣府、財務省、農林水産省、国土交通省】

① 防災・減災、国土強靱化対策の推進

本県では、従来から津波防災インフラ整備計画や山地防災・土砂災害対策計画、地域総合治水推進計画などの分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化してきた。

しかし、近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえると、被害の防止・最小化を図る事前防災対策に加え、災害からの迅速な復旧・復興に必要な道路ネットワークの強化やインフラの老朽化対策も組み合わせた総合的な強靱化対策が必要である。

このため、国土強靱化の取組を加速させるため、以下について提案する。

- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3～7年度）に必要十分な予算を、通常予算とは別に、計画的・継続的に確保すること。
- ・ 防災・減災、国土強靱化対策は、通常予算と5か年加速化対策をあわせて実施するため、防災・安全交付金等の通常予算についても十分に確保すること。

【本県の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関する事業費見込】

【行財政運営方針 財政フレーム】

(単位：億円)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
国補助事業	629	—	435	435	435	435	2,369
県単独事業	33	105	105	105	105	105	558
合計	662	105	540	540	540	540	2,927

※R2：補正予算



区分	事業効果
治水対策	・市川（砥堀工区）、猪名川など11箇所の前倒し完了
津波対策	・南あわじ市福良地区の湾口防波堤等の対策が、R5に確実に完了
山地防災・土砂災害対策	・358箇所の砂防堰堤や治山ダム等を前倒し着手
道路ネットワーク強化	・東播磨道のR6全線開通 ・緊急輸送道路の未改良区間の2車線化を、R5に完了
老朽化対策	・道路橋の補修工事の完了を3年前倒し ・トンネル照明のLED化や道路の冠水対策など、遅れていた対策の推進

【本県の防災・安全交付金等の推移】

(単位：億円)

	H29	H30	R1	R2	R3
防災・安全交付金	396	381	444	297	338
社会資本整備総合交付金	181	192	147	149	170
個別補助	59	51	155	334	314
合計	636	624	746	780	822

注：県土整備部の当初内示額（強靱化予算除く）

② 山地防災・土砂災害対策の推進

- 新**・ 本県の「第4次山地防災・土砂災害対策計画」に掲げる治山事業、砂防関係事業に加え、治山ダムや砂防堰堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化対策を着実に推進できるよう予算を確保するとともに、公共事業の採択要件を緩和すること。

例 [砂防関係事業：土石流対策]

現行：①保全人家50戸以上 または ②公共施設(官公署、学校、病院、鉄道、国道・県道等)や地域防災計画に位置付けられている避難所

提案：公共施設等が存在しない場合においても、保全人家5戸以上まで要件を緩和

[砂防関係事業：急傾斜対策]

現行：(1)がけ高さ10m以上で、①保全人家10戸以上(避難路または要配慮者利用施設がある場合保全人家5戸以上)、または、②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署等

(2)要配慮者利用施設かつ避難路がある場合、がけ高さ5m以上かつ保全人家5戸以上

提案：がけ高さ5m以上で、①保全人家5戸以上、または、②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署等に、要件を緩和

<第4次山地防災・土砂災害対策計画(R3~R7年度)>

区 分	整備目標(着手箇所数)			
	砂防事業	治山事業	緊急防災林	合 計
人 家 等 保 全	373	365	—	738
流木・土砂流出防止	—	220	—	220
災害に強い森づくり	—	—	100	100
合 計	373	585	100	1,058

③ 河川の事前防災対策の推進

ア 国管理河川における事前防災対策の推進

- 国管理河川においては、河川整備計画に基づく水害対策が進められているが、県内の円山川等の国管理河川では計画水準に達していない区間や、堤防が設置されていない区間の割合が全国平均に比べて高い状況である。このような未整備区間及び無堤防区間について、国の責務として早期に解消すること。

【国管理河川の堤防整備状況(R2.3末)】

(単位:km)

水系名	堤防必要区間 (a)	計画水準に達して いない区間 (b)	b/a	無堤防区間 (c)	c/a
淀 川	346.6	121.5	35.1%	12.8	3.7%
加古川	75.1	34.2	45.6%	4.8	6.4%
揖保川	119.8	57.5	48.0%	10.8	9.0%
円山川	69.7	55.0	78.9%	4.7	6.8%
全国計	13,368.0	3,457.0	25.9%	743.5	5.6%

※淀川には京都府・大阪府内の区間を含む

イ 県管理河川における事前防災対策の推進

- 本県の「河川対策アクションプログラム」に掲げる河川改修や中上流部対策などの事前防災対策の取組について、必要な予算を確保すること。

<河川対策アクションプログラム>

・計画期間：R2～R10年度 ・総事業費：約1800億円

(単位：億円)

対象事業	事業内容	主な箇所	概算事業費
①河川改修等の推進	河川整備計画に基づく河川改修や都市浸水対策	武庫川 (西宮・尼崎市)	1,250
②既存ダムの有効活用	治水ダムの堤体かさ上げ等によるダム再生や利水ダムの放流設備新設等による洪水調節機能の強化	引原ダム (宍粟市)	220
③中上流部対策の強化	河川中上流部の河川整備計画区間外における上下流バランスを考慮した堤防かさ上げ等の局所的な対策など	美囊川 (三木市)	70
④超過洪水に備えた堤防強化	堤防法尻の補強や堤防天端の保護による決壊しにくい堤防整備	R3完了	20
⑤堆積土砂撤去の推進	人家等が密集する地区や河川合流点付近等での計画的な堆積土砂の撤去	円山川 (養父市)	240

④ 災害査定における実地査定の廃止及びWeb 査定方式の構築

- 新・ ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること。
- 新・ 机上査定の手法として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に限定せず、Web 査定の方法を恒常的に選択できるようにすること。

⑤ 兵庫県庁舎等再整備への財政措置

- ・ 阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けた兵庫県庁舎については、以下の理由により、早期に耐震安全性の不足や老朽化等の課題を解決し、災害発生時における対策活動拠点として再整備を行う必要がある。
 - 復旧・復興事業において被災地の生活者・事業者支援を優先し、厳しい財政状況も踏まえ、平成8年度に最低限の耐震補強耐震工事を実施したのみで、本格的復旧を後回しし、これまで現庁舎をそのまま活用してきた。
 - 建築後約50年が経過し、コンクリートの劣化が危惧されることから、平成30年度に改めて耐震診断をした結果、Is値が0.16～0.37になるなど、防災拠点に求められる耐震性能(Is値0.9)はもとより、大規模地震に対する安全性基準(Is値0.6)も大きく下回っている。
 - 県庁舎が所在する神戸市は、近い将来発生が予想される南海トラフ地震で最大震度6強が予想され、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

このため、阪神・淡路大震災からの復興の総仕上げとして実施する実質的な震災復旧事業である兵庫県庁舎等再整備について、

- i 緊急防災・減災事業債
- ii 公共施設等適正管理推進事業債

などの起債の充当対象とするなど、県庁舎の建替に関する財政措置を講じること。

【兵庫県庁舎再整備事業の概要】

【現庁舎の状況】

区 分	1号館	2号館	別館	西館	議場棟
建築年度	S41.3 (築55年)	S45.12 (築50年)	S48.1 (築48年)	S40.6 (築56年)	S45.12 (築50年)
耐震基準	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震
Is 値	0.30	0.37	0.35	0.16	0.32
区 分	兵庫県民会館	3号館	災害対策センター	※3号館、 災害対策Cは 対象外	
建築年度	S43.5 (築53年)	H2.3 (築31年)	H12.3 (築21年)		
耐震基準	旧耐震	新耐震(※)	新耐震(※)		

[再整備の規模] ・行政棟：約60,000㎡（28階程度、別途駐車場が約7,000㎡）
 ・議会棟：約13,000㎡（別途駐車場が約4,000㎡）
 ・県民会館：約20,000㎡

[概算事業費] 約700億円

[スケジュール] ・R元年度～R3年度 基本計画、基本設計
 ・R4年度～R7年度 実施設計、新庁舎整備、旧庁舎解体

⑥ 緊急防災・減災事業債の対象拡大

- ・地震・津波や風水害等への対応に加え、以下の事業等にも活用できるよう、対象事業の範囲を拡大すること。
 - 感染症防止対策の改修や、感染症蔓延期及び災害発生時に円滑に業務遂行するためのテレワーク環境の整備、庁内・行政組織間でのネットワーク環境システムの整備
 - 地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業
 - 道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業
 - 耐震化に資する公共施設の建替事業
 - 大規模災害時に拠点となる県・市町村庁舎や災害発生時に大量の警察力を迅速に動員するための警察待機宿舎・独身寮の整備事業

(2) 防災庁の創設【内閣官房、内閣府】

- 新・南海トラフ地震、首都直下地震などの国難レベルの災害に備えるため、事前防災から復旧・復興までの一連の災害対策を担う専門性を有した防災庁を創設すること。
- 新・各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果を国として一元的に活用すること。
- ・防災機能の双眼構造を確保するため、防災庁の拠点は複数設置し、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること。

Ⅲ 地域創生の推進

1 地方回帰を促す環境整備

(1) 国土の将来像の提示 【内閣官房、内閣府】

- 新**・ 東京圏への過度の人口集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に地方創生の取組が始まり7年が経過した。このたびの新型コロナの影響で密から疎への動きが生じていることや、着実に取り組んできた移住施策の成果が見え始めているとはいえ、依然として地方の状況は厳しく、東京圏への人口偏在も改善されているとは言い難い。

地方創生の掛け声の下、地方では様々なアイデアを出して地域活性化に取り組んできたが、日本全体を巻き込んだ潮流を作るまでには至っていない。

活力ある日本社会を取り戻すために今求められるのは、①デジタル化の加速、②変化に強い産業構造への転換、③地方回帰の推進、④遠隔授業や遠隔診療、テレワーク等の新しいライフスタイルの定着など、ポストコロナ社会を見据えて国土の目指すべき将来像を描き、その実現に向けた処方箋を作り上げることである。

国においては、どのような将来像を持ち、今後どのような社会を目指すのか、多極分散型社会の構築に向けた将来構想を早急に示すこと。

(2) 東京圏への立地規制の制度化 【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

- 本社機能の集中が若者の東京一極集中を加速していることから、地域大学振興法により東京23区の大学の定員増を原則10年間禁じる措置と同様に、一定規模以上の本社や工場、事務所等の東京圏への新規立地(移転を含む。)を抑制する制度を創設すること。

(3) 地域振興を促進する立法措置 【内閣府、総務省、国土交通省】

- 高度経済成長期には国土の均衡ある発展を目指して、「新産・工特」と呼ばれる新産業都市と工業整備特別地域の指定制度等による集中投資が行われ、東京一極集中の是正に一定の効果が見られた。

こうした分散型政策の理念を活かし、大胆な規制緩和や税制優遇等により投資を集中させる特別な拠点地区を設定するなど、地方の成長を促進する枠組みを創設すること。

(4) 国土の双眼構造の構築 【内閣官房、内閣府】

- 首都にいかなる事態が発生しても首都中枢機能を維持する危機管理の観点に加え、関西の強みであり成長分野であるライフサイエンス産業の振興など、我が国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する国土の双眼構造を目指し、首都機能のバックアップ拠点について早急に検討を進めること。

(5) 地方拠点強化税制の継続実施、充実 【内閣府、厚生労働省、経済産業省】

① 令和4年度以降の継続実施

- 新**・ 令和3年度末が期限となっている地方拠点強化税制について、令和4年度以降についても引き続き実施すること。

② 施設整備計画の認定要件の適正化

- ・ 税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は、移転先のみ増加数とすること。

③ オフィス減税等の拡充

- ・ オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど、大幅に拡充すること。
- ・ 本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、平成 30 年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること。
- ・ 本社に隣接する基幹工場など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること。
- ・ 本社機能移転に伴う従業員の異動の際には、従業員用住宅の確保が不可欠なことから、社宅、社員寮の取得・整備についても支援の対象とすること(現行：事務所、研究所、研修所及び工場内の研究開発施設)。

【地方拠点強化税制の概要】

区分	内容	
地方に所在する本社機能の拡充(拡充型)	オフィス減税	建物、附属設備(空調等)、構築物(駐車場等)を取得した場合、取得価額に対し、特別償却 15%または税額控除 4%
	雇用促進税制	雇用増 1 名につき 30 万円の税額控除(最大)
	※ 併用は不可	
東京 23 区から地方へ本社機能を移転(移転型)	オフィス減税	建物等(拡充型と同じ)の取得価額に対し、特別償却 25%または税額控除 7%
	雇用促進税制	雇用増 1 名につき初年度 50 万円 + 上乗せ分 40 万円×3 年の税額控除(最大)
	※ 併用は原則不可(上乗せ分 40 万円のみ併用可)	

・ 本県：13 社認定(R2 まで)。いずれの企業も両優遇措置の併用を希望(うち 1 社は併用活用済み)

④ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

- ・ 雇用促進税制の適用要件は、法人全体の本社機能に従事する従業者の増加数を引下げるなど要件を見直すこと(大企業、中小企業とも 2 人以上→中小企業は 1 人以上)。

⑤ 既成都市区域の拡充型事業の対象化

- ・ 支援対象地域について、既成都市区域は平成 30 年 6 月の制度拡充により国の移転型事業(東京 23 区からの本社機能移転)の対象になったものの、拡充型事業(東京 23 区以外からの本社機能の移転・増設)においては従前と同様対象外となっている。地方の拠点都市としての機能を維持していくために、既成都市区域を拡充型事業の対象とすること。

(6) 空き家対策の強化【国土交通省】

- ・ 空き家の敷地に対する固定資産税及び都市計画税について、居住実態がなくなっ
てからの期間など具体的な基準を示した上で、市町村が積極的に住宅用地特例を解
除できるよう制度改正を行うこと。

(7) 国際金融都市形成の動きを見据えた支援の充実 【外務省、金融庁、経済産業省】

- ・ 国際金融都市形成の動きを見据え、フィンテック(※)、AI・IoT等のスタートアップ関連の外国・外資系企業や人材を誘致促進する取組に対して、税負担の軽減、在留資格等の緩和、新たな補助金の創設など、環境整備への支援を行うこと。

〔※金融(Finance)とITを組み合わせたサービスやシステム〕

2 デジタル化社会の実現に向けた取組の推進

(1) デジタル基盤の強化等【内閣府、総務省】

- ・ 5Gをはじめ、IoTやビッグデータ、AI、ロボット、ドローン、自動運転などSociety5.0を実現する未来技術の社会実装を強力に推進すること。
- ・ 上記に伴うデータ通信量の増大に対応し、通信サービス事業者や都市部・郡部の違いに関わらず、すべての家庭・事業者がいつでも1Gbps(※1)以上の大容量高速通信ができる環境を整備することが必要である。

国の重要インフラとして位置づけた上で、国の責任において、高容量高速化のための研究開発を進めるとともに、回線(光ファイバー)の増強や5G基地局の整備支援対象エリアの拡充等(※2)により、情報通信基盤整備を一層強化すること。

〔※1 1Gbps:ブロードバンドインターネットサービスの基本単位である速度〕

〔※2 現行の国補助金の対象 一般回線:原則新規整備のみ(増強は対象外)〕

〔5G基地局:非居住エリアのみ(居住エリアは対象外)〕

(2) スマート自治体の構築 【内閣府、総務省】

① デジタル化推進への財政措置の充実

- 〔新〕・ 行政手続きのデジタル化やICT環境の整備、これらの整備に伴う維持管理費(ランニングコスト・通信料・更新費用等)について、十分な財政措置を講じること。
- ・ 自治体が自ら行うデジタル人材の育成・確保に向けた取組に対して財政支援を行うこと。

② スマート自治体構築に向けた情報システム等の整備

- ・ デジタル技術の活用により、住民や企業に利便性が高い行政サービスを提供する「スマート自治体」の構築に向け、都道府県も含めた自治体の業務やシステムの統一・標準化を早急に行うこと。
- ・ 上記の移行に要する経費については、R2年度3次補正予算で措置された「自治体情報システムの標準化・共通化事業」と同様、全額国費で措置すること。

(3) セキュリティ対策への財政措置 【総務省】

- 〔新〕・ 今年度の自治体情報セキュリティクラウドの更新について、設計、テスト等の移行に要する経費(補助率1/2)のみでなく、機器購入または賃貸借に要する経費も補助対象とすること。(前回(平成27年度)補助では、機器購入も対象)
- ・ 自治体情報セキュリティクラウドの維持・運用に必要な経費について、財政措置を講じること。

(4) 地域や企業のデジタル化を推進する自由度の高い交付金の創設 【内閣府、総務省】

- ・ どこでも安全・安心で豊かに暮らす社会を築き、多極分散の国土構造への転換を図るためには、地域社会全体のデジタル化が不可欠である。

地域や企業のデジタル化を推進する県独自の情報通信基盤の強化・活用やテレワーク環境の提供、地域企業のデジタル化支援など、自治体の裁量によりソフト・ハード事業のいずれにも活用できる自由度の高い交付金を創設すること。

(5) マイナンバーの活用 【内閣府、総務省、厚生労働省】

① 安全性と利便性の向上

- ・ 経済対策としての活用や住民サービスの更なる向上に向け、「社会保障」「税」「災害対策」に限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務を拡充すること。

新・ 保険者による被保険者情報とマイナンバーとの紐付けの際の情報の誤入力等により、本格運用が延期(本年10月までに開始予定)となった保険証利用について、各保険者に対して、紐付け作業のマニュアルの作成等によりマイナンバー及び加入者情報の迅速かつ正確な登録の方法等を指導し、予定どおりに本格運用を開始すること。また、利用者に対しても正確な登録の方法等の周知を行うこと。

- ・ 保険証利用に必要となる各医療機関等のシステム改修に要する経費については、診療所等の小規模医療機関等の財政負担の軽減という観点から、令和3年度の補助率(1/2等)を令和2年度と同様の補助率(10/10)に見直すこと。
- ・ 公的個人認証法の改正により可能となったマイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載について、施行日は公布の日(令和3年5月19日)から2年以内の政令で定める日とされているが、できる限り早期に、円滑な実施を図ること。
- ・ 公的個人認証機能について、生体認証を用いるなど暗証番号だけに依存しない個人認証方法を確立すること。
- ・ 各種免許証や障害者手帳等との一体化を図り、安全性と利便性を両立した仕組みを速やかに構築すること。

② 市町への適切な財政措置等

- ・ マイナンバーカードの交付申請増加を見据え、市町に対する適宜適切な情報提供に加え、体制強化に要する費用など市町の負担が生じないよう財政支援を確実に行うこと。

③ マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限の延長

- ・ マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)にあわせて延長すること。
- ・ 電子証明書の更更新手続について、郵便事務取扱法の改正により可能となった郵便局のみならず、パソコンやスマートフォンによるオンライン申請や、コンビニエンスストア等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、更更新手続の選択肢を更に拡大すること。

④ マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大

- 新**・ 暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機械的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置（民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等）を条件に、民間業者への委託を可能とすること。

(6) 学校のICT化の推進 【総務省、文部科学省】

- ・ 現在、地方財政措置が講じられていない維持管理費（ランニングコスト・通信料・更新費用等）について、必要な財政措置を講じること。
- ・ 今後必要となるVR・AR技術などの先端技術の活用について、財政措置を講じること。
- ・ 学術情報ネットワーク（SINET※）への接続を含め、校外ネットワーク通信の高速大容量化の導入に向けた財政措置を講じること。

※ SINET：国立情報学研究所（NII）が構築・運営する情報通信ネットワーク。全国の大学・研究機関等の学術情報の基盤として研究者等に利用され、全国どこからでも超高速・高信頼での利用が可能

3 地方創生対策の充実

(1) 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の充実 【内閣府】

- ・ 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金について、当初予算において地方公共団体が必要とする両交付金の額を確保すること。

[令和元年度まで]

当初：1,000億円[地方創生推進交付金]+補正：600億円[地方創生拠点整備交付金]

[令和2年度から]

当初：1,000億円[地方創生推進交付金。うち一部は地方創生拠点整備交付金(R3：50億円)]
+補正：地方創生拠点整備交付金500億円

(2) 地方創生推進交付金の柔軟な運用 【内閣府】

- ・ 芸術文化の創造・発信や人材育成など、中長期的に取り組むことによって初めて成果が出る事業であり、かつ、直ちに収益に繋がらない事業について、計画認定期間を5年に限定することは不合理である。このため、現在の計画認定期間の上限である5年を超えて交付金の対象とすることを含め、当該事業の性質に応じた柔軟な計画認定期間とすること。

(3) まち・ひと・しごと創生事業の総額及び財源の確保 【内閣官房、内閣府、総務省】

- ・ 地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生事業に引き続き取り組むことができるよう、令和4年度以降もまち・ひと・しごと創生事業費を継続した上で、今年度の1兆円を上回る規模を確保すること。
- ・ 所要額を地方財政計画に計上する際には、その他の歳出を削減することなく、財政措置を確実に講じること。

(4) 地域社会再生事業の総額及び財源の確保 【総務省】

- ・ 地域社会の維持・再生に向けた施策に自主的・主体的に取り組むため、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用した地域社会再生事業費を継続した上で、今年度の0.4兆円を上回る規模を確保すること。

(5) 地方創生を総合的に支援する地方債の創設等 【総務省、財務省】

① 戦略的な取組を支援する地方債の創設

- ・ 地方創生の実現に向けた快適なまちづくり等を戦略的に推進するため、災害に強いまちづくりのための事業等を対象とする緊急防災・減災事業債に準じた客観的かつ公平な基準等に基づく地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること。

② スポーツ・文化の振興を支援する地方債の創設

- ・ スポーツ・文化の振興は交流人口の拡大や地域創生に大きな役割を果す。老朽化が進む公立スポーツ施設や文化施設の機能向上等に活用できる地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること。

③ 過疎対策事業債対象事業の拡充

- ・ 道路ネットワークの整備など、効率性・一体性の観点から都道府県が広域的に実施するものについて、過疎対策に関する都道府県の役割として明確化し、過疎対策事業債の対象とすること。

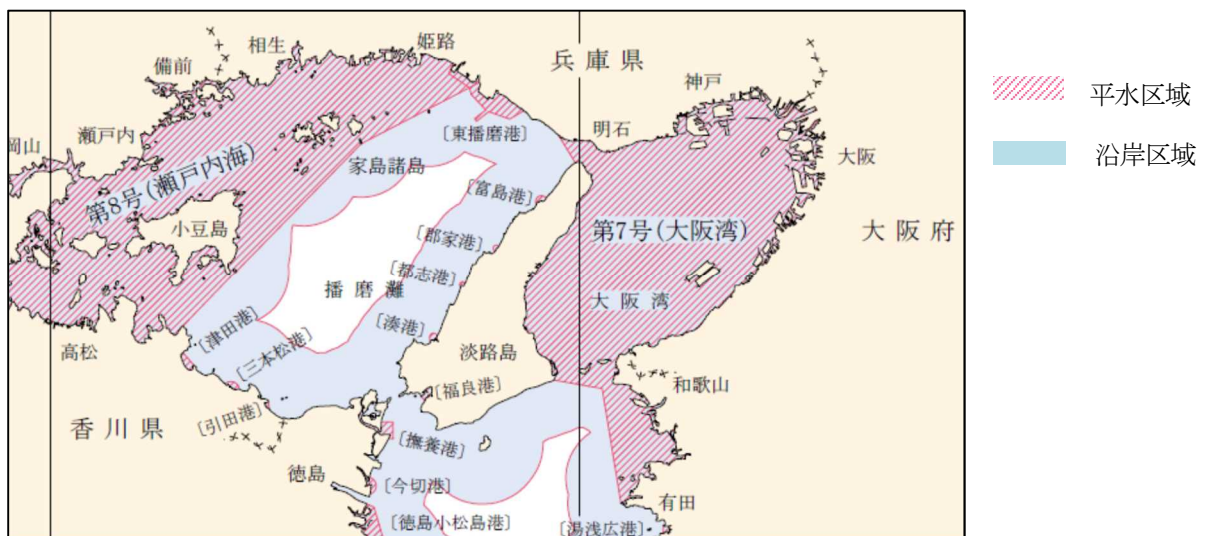
4 地域交通の活性化に向けた規制緩和等の推進

(1) 瀬戸内海におけるクルーズツーリズムの促進 【国土交通省】

- 新**・ 航行区域が平水区域となっているクルーズ船は、沿岸区域に指定されている播磨灘の明石沖周辺では航行できないため、平水区域限定のクルーズ船等が播磨灘を通過できるよう、以下の柔軟な対応を行うこと。

○気象の穏やかな時季等における平水区域の拡大

○母港から最強速力で往復2時間以内とされている限定沿海区域の基準緩和



〔県内のクルーズ船の航行可能区域〕

平水区域	河川・湖沼や湾内の他、法令に基づいた比較的穏やかな水域（航行可）
沿海区域	陸岸より 20 海里までの航行区域（原則航行不可）
うち限定沿海	母港から最強速力で往復 2 時間の区域（一部航行可※）
うち沿岸区域	陸岸より 5 海里以内の水域（航行不可）
近海区域	東経 175 度、東経 94 度、北緯 63 度、南緯 11 度の内側の水域（航行不可）
遠洋区域	全水域（航行不可）

船舶の種類	航行区域	航行できる海域		播磨灘の航行	要望内容
		平水区域	限定沿海区域		
平水区域船（例：コンチェルト）		○	×	×	①一律ではなく細やかな区域設定 ②平水区域の要件を特定時季に限定
限定沿海船	高速船（例：ジェノバ1）	○	○	○	-
	クルーズ船（例：咸臨丸）	○	○	△	③限定沿海区域の時間延長

- 新・ 「インバウンド船旅振興制度」において、人の運送をする不定期航路事業のうち、一定の条件を満たす観光航路の運航可能日数を、大阪・関西万博の全ての期間中に対応できるよう、30日から180日間に延長すること。

注 インバウンド船旅振興制度

インバウンド旅客の個人旅行化の進展を踏まえ、「人の運送をする不定期航路事業」における同一航路運送に関して、一定の条件（既存の生活航路の運航に影響を及ぼさない等）を満たす観光航路を、年間30日間まで運航可能とする「インバウンド船旅振興制度」が2019年4月に創設された。

（2）地域公共交通分野に関する協議会等の一元化 【国土交通省】

- 新・ 地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なうとともに、地方公共団体に過度な事務負担を強いることになるため、以下の措置を講じること。

- 地域公共交通分野に係る各協議会等について、地域公共交通活性化協議会に一元化することを可能とすること。

（生活交通確保対策地域協議会と地域公共交通会議の権限を、地域公共交通活性化協議会で行うことを可能とする。）

- 上記にあわせ一元化する地域公共交通活性化協議会の構成員については、市町村が主宰する場合は県を、県が主宰する場合は市町村を入れること。

地域協議会（県）	地域交通会議（市町又は県）	活性化協議会（市町又は県）
廃止 バス路線休廃止への対応に関する権限移管	活性化協議会に一元化（地域協議会の権限も移管） ＋バス路線休廃止対応権限移管	※市町主宰の場合は県、県主宰の場合は市町も参画

5 ワールドマスターズゲームズ 2021 関西への支援

（1）施設整備や大会運営、地域交流に関する地方財政措置の充実 【総務省】

- ・ 誰もが参加できるインクルーシブな考え方を取り入れた大会であるため、バリアフリー改修等の施設整備等に活用できる地方交付税措置のある地方債を創設すること。（ラグビーW杯、東京オリ・パラ：地域活性化事業債（充当率：90%、交付税措置率：30%））
- ・ 以下の経費に対して特別交付税措置を講じること。

- 広報、警備、ボランティア経費など大会運営に要する経費
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流に要する経費
- 感染防止対策に要する経費など、延期に伴う追加経費

【国家的なプロジェクトと位置づけられた他のスポーツ大会に対する特別交付税措置(50%)】

<u>ラグビーワールドカップ2019</u>	<u>東京オリンピック・パラリンピック競技大会</u>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域交流経費(競技イベント開催経費 等) ○ 公認キャンプ実施経費 (トレーニング機器のレンタル経費 等) ○ 大会運営等経費 (広報、警備、ボランティア経費 等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大会関係者との交流経費 (招へい経費、競技体験イベント開催経費 等) ○ 事前合宿等経費 (ボランティア養成、宿泊・輸送に要する経費 等)

(2) 関係省庁間の連携・協力体制の確立【総務省、文部科学省、スポーツ庁、観光庁、警察庁】

- ・ 海外からの参加者確保、大会参加にあわせた観光の促進、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流、大会警備等、省庁横断的な対応が必要な事項があることから、関係省庁間での連携・協力体制を確立すること。

IV 地方税財政の充実・強化

1 地方財政計画の充実

(1) 地方一般財源・地方単独事業費の確保 【総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

① 一般財源総額の確実な確保（再掲）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、経済活動が停滞することで、令和4年度は交付税原資となる国税や地方税について、令和2年度及び3年度に引き続き、リーマン・ショック時と同様、大幅な減収のおそれがある。

このような中においても、新型コロナウイルス感染症対策以外にも、社会保障や防災・減災対策、地方創生、デジタル社会の実現に要する経費等については、地方財政計画に的確に反映し、更なる財源確保を図る必要がある。

地方一般財源総額については、骨太の方針 2021 において、令和4年度から6年度まで令和3年度と実質同水準とするとされたが、実質同水準の確保のみならず、一般会計による加算措置を行うなどにより、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を国において確実に確保すること。

② 各団体における必要額の確保（再掲）

- 新**・ 個別団体における地方交付税の算定にあたっては、新型コロナの影響による国税や地方税の減少等を適切に捕捉するとともに、留保財源の縮減について、令和3年度の地方財政計画において措置された基準財政需要額の増額等の対応を引き続き実施し、各団体における必要な額を確保すること。

③ 減収補填債の対象拡充（再掲）

- ・ 令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により地方財政計画で見込んだ税収額を下回る税目については、令和2年度に拡充した税目以外の税目も含めて、減収補填債の対象として必要な補填措置を講じること。
- ・ 減収補填債として措置する場合には、特例債とするとともに、元利償還金に対して交付税措置を行うこと。

④ 特別減収対策債の延長、拡充（再掲）

- 新**・ 令和4年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により税収減が生じる場合には、地方一般財源総額の確保・充実はもとより、地方団体の資金繰り対策として、特別減収対策債の発行を可能とすること。
- 新**・ 投資事業費の増減が生じる中、安定的な財政運営を図るために、建設事業費における通常の地方債充当後の一般財源の範囲内で発行できる資金手当債ではなく、地方財政法5条の特例債とすること。
- 新**・ 減収補填債の対象税目についても、令和3年度標準税収入額が令和元年度決算額を下回った場合の差額部分を特別減収対策債の対象とすること。

⑤ 国民健康保険に対する財政支援（再掲）

- 新・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、保険者が国民健康保険料(税)の減免を国基準に基づき行った場合に、令和2年度同様、その減免に要した費用の全額を財政支援すること。

⑥ 公的資金の確保

- 令和4年度についても、地方公共団体の資金調達に支障が生じないように、長期かつ低利な財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金を増額すること。

⑦ 地方財政計画及び地方交付税算定における財政需要の的確な反映

ア 給与関係費の適切な積み上げ

- 給与関係費の地方財政計画上の積算単価は、給与実態調査等の結果が適切に反映されているにも関わらず、地方交付税における算定単価が低く乖離が生じているため、交付税単価を地方財政計画上の単価まで引き上げ、財政需要を適切に積み上げること。

【令和2年度給料月額額の比較】

(単位：円、%)

区分		交付税積算 単価 A	地方財政計画 単価 B	差引 A-B	比較 A/B
一般職員	都道府県	252,782	322,142	△69,360	78.5
	市町村	244,322	305,688	△61,366	79.9
警察官		283,800	313,626	△29,826	90.5
教職員	小学校	323,683	348,074	△24,391	93.0
	中学校	324,049	348,553	△24,504	93.0
	高等学校	321,395	368,559	△47,164	87.2
	特別支援学校	311,841	379,907	△68,066	82.1
消防職員		249,500	300,574	△51,074	83.0

イ 地方単独事業費の確保

- 社会保障関係費以外の地方単独分は、会計年度任用職員制度の導入に伴う増等(+0.5兆円)を除くと、この10年間、ほぼ横ばいとなっている。経済雇用対策、子育て支援や高齢者対策等の社会保障単独事業費の充実、女性の活躍推進、シカやイノシシ、クマ等の野生鳥獣被害対策、再生可能エネルギーの導入支援、自然環境の再生等、地域密着型の施策を推進できるよう、必要な地方単独事業費を確保すること。

【地方の一般行政経費】

(単位：兆円)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3- H23
一般行政経費	29.6	29.7	30.4	31.4	32.5	33.0	33.8	34.3	35.7	37.5	37.8	8.1
うち補助分	15.7	15.9	16.4	17.4	18.5	19.0	19.8	20.2	21.5	22.7	23.0	7.2
うち社会保障関係費	15.1	15.2	15.6	16.5	17.4	17.5	18.3	18.7	19.5	20.4	20.8	5.7
うち社会保障関係費以外	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.5	1.5	1.5	2.0	2.3	2.1	1.5
うち地方単独分	13.9	13.8	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.1	14.2	14.8	14.8	0.9
うち社会保障関係費※	6.3	6.3	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.6	6.6	6.6	0.3
うち社会保障関係費以外	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.6	7.6	8.2	8.2	0.6
【参考】投資的経費	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	11.4	11.6	13.0	12.8	11.9	0.6
うち地方単独分	5.4	5.2	5.0	5.2	5.3	5.4	5.6	5.8	6.1	6.1	6.2	0.8

※ 各年度の「地方単独分のうち社会保障関係費」は、H22年度を基準とした地方単独分の伸び率を、H22年度の地方単独分のうち社会保障関係費に乗じて推計

ウ 包括算定経費の適切な算定

- 平成 23 年度以降、地方一般財源総額が前年度と実質同水準に据え置かれ、社会保障関係費の自然増(+2.7 兆円)に見合うだけの基準財政需要額の増加(+1.2 兆円)となっておらず、他の歳出を削減することで対応しているため、結果として包括算定経費が0.9兆円減少している。このため、包括算定経費を明確な積算根拠を示すことなく圧縮するのではなく、適切な算定を行うこと。

【一般財源総額と基準財政需要額の推移（全国：不交付団体含む）】 (単位：兆円)

区 分	H19	H23	H26	R1	R2	H23-H19	R2-H23
個別算定経費	40.6	43.5	44.4	46.2	47.3	2.9	3.8
社会保障関係費(自然増等)	10.8	13.3	14.6	15.6	16.0	2.5	2.7
消費税増収分を活用した 社会保障の充実等	0	0	0.3	1.2	1.7	0	1.7
包括算定経費	4.7	4.6	4.2	3.6	3.7	▲0.1	▲0.9
基準財政需要額 計	45.3	48.1	48.6	49.8	51.0	2.8	2.9
充実分除き	45.3	48.1	48.3	48.6	49.3	2.8	1.2
(参考)一般財源総額	56.9	58.8	59.4	60.7	61.8	1.9	3.0

- ※ H19：包括算定経費の算定初年度
 H23：地方一般財源総額実質同水準に据え置かれた初年度
 H26：消費税率引上げ(5%→8%) 初年度
 R1：消費税率引上げ(8%→10%) 初年度

エ 社会保障の安定化に要する経費等の適切な積み上げ

- 消費税率引き上げによる増収分は、年金、医療、介護保険、子育て環境の整備、幼児教育の無償化といった社会保障の充実・安定化や人づくり革命に要する経費に充てられている。令和3年度地方財政計画では、社会保障の充実分として、少子化対策や医療・介護の地方負担分に約4割が活用される一方、残り約6割は活用事業が明示されていない。地方単独事業である福祉医療費(乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、障害者医療費助成事業等)などを地方財政計画に積み上げることなく、社会保障の安定化分に活用しているならば、結果として、臨時財政対策債の縮減に活用されていると考えられる。

このような状況を踏まえ、地方が必要としている財政需要は地方財政計画に適切に積み上げること。

【令和3年度地方財政計画における一般行政経費】

(単位：兆円)

区 分	R2	R3	R3-R2	備 考
補助	22.7	23.0	+0.3	
国保・後期高齢者関係事業	1.5	1.5	0.0	
単独	14.8	14.8	+0.0	伸び率が僅少であり、社会保障の安定化や、国制度に基づく分を除いた地方単独分の社会保障の充実が明示されていない
うち、会計年度任用職員分	0.2	0.2	+0.0	
うち、旧重点課題対応分	0.3	0.3	+0.0	
その他	14.3	14.3	+0.0	
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	+0.0	
地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	
地域デジタル社会推進費	0.0	0.2	+0.2	
計	40.4	40.9	+0.5	

【令和3年度における社会保障の充実等】

(地方)

区 分	R3	構成比
消費税増収額等 ①	4.01	-
地方消費税引上分	3.13	78.1%
交付税法定率分	0.88	21.9%
歳 出	4.01	-
社会保障の充実分 ②	0.89	22.2%
新しい政策パッケージ分 ③	0.67	16.7%
公経済負担増分 ④	0.17	4.2%
差引き(安定化)①-②-③-④	2.28	56.9%
<臨時財政対策債 H25→R3 増減>	△0.73	-

(国)

(単位：兆円)

区 分	R3	構成比
消費税増収額 ①	9.39	-
歳 出	9.39	-
社会保障の充実 ②	2.09	22.3%
新しい政策パッケージ分 ③	0.91	9.7%
公経済負担増分 ④	0.46	4.9%
基礎年金 ⑤	3.40	36.2%
差引き(安定化)①-②-③-④-⑤	2.53	26.9%

地財で活用事業が明示されている経費:43.1%(約4割)
※安定化に要する経費(残り約6割)は明示されていない

オ 特別交付税におけるルール項目の確実な措置

- 新・ 特別交付税の算定において省令で算定方法が明記されているルール項目について、交付額が省令上の算定額を下回っている地方団体があり、特別交付税は、普通交付税で補捉されない特別の財政需要に対し交付されるものであるため、ルール項目の算定額を下回ることがないように、確実に措置すること。

カ 地方の投資的経費の確保

- 今後 30 年以内の発生確率が 70%~80%程度と予測されている南海トラフ地震や近年多発する豪雨災害等の大規模災害に備えるため、地域における津波防災インフラ整備等の防災・減災対策の推進や地域創生を支えるインフラ整備等について、令和4年度以降も確実に財政措置すること。

キ 追加財政需要への適切な措置

- 給与改定はもとより、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応等、年度途中に国の補正予算で措置される事業については、追加財政需要での対応ではなく、適切な財源措置を行うこと。

⑧ 社会資本の老朽化対策に必要な予算の確保

- 橋梁、排水機場、岸壁等係留施設、下水道施設等、大量の社会基盤施設が築 50 年を超え更新が必要となることから、将来にわたり安全に使用するため、老朽化対策の

推進に必要な予算を、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、通常の予算とは別途、計画的・継続的に確保すること。

【ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画】 計画期間：R1～R10年度

施設		実施箇所数	事業費	施設	実施箇所数	事業費
①橋梁		705橋	389億円	⑭ダム施設	21箇所	64億円
②舗装(道路)		950km	120億円	⑮防潮堤	19.5km	50億円
③トンネル	覆工	40箇所	41億円	⑯岸壁等係留施設	23施設	61億円
	設備	40箇所		⑰防波堤等外郭施設	9施設	23億円
④アンダーパス		6箇所	4億円	⑱荷役機械	4施設	34億円
⑤横断歩道橋	横断歩道橋	137箇所	20億円	⑲舗装(港湾)	9.9万㎡	7億円
	組立歩道	5.6km	5億円	⑳砂防設備	141箇所	16億円
⑥道路付属物(照明灯・標識(大型)等)		5,130箇所	33億円	㉑地すべり防止施設	16箇所	1億円
⑦道路法面施設		400箇所	20億円	㉒急傾斜地崩壊防止施設	84箇所	4億円
⑧大型カルバート		4箇所	1億円	㉓下水道	8処理場	570億円
⑨シェッド		5箇所	5億円	㉔公園施設	13公園	52億円
⑩排水機場		51箇所	363億円	㉕滑走路	53,600㎡	5億円
⑪水門・堰		57箇所	82億円	㉖その他施設	1式	190億円
⑫樋門・陸間		148箇所	10億円	計		約2,233億円
⑬矢板護岸		8.8km	64億円			

⑨ 公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大等

ア 建設・整備事業

- 令和3年度までとされている制度を恒久化すること。
- 個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や空港施設を対象とすること。
- 地方債充当率や地方交付税措置率の引上げを行うこと。

現行	充当率：90%、交付税措置率：30～50%
案	充当率：100%、交付税措置率：70%(緊急防災・減災事業債並)
- 市町村役場機能緊急保全事業は、災害時の業務継続を目的に行うものであるとともに、一般的に高額かつ長期の借入が必要となることから、利率高騰や資金確保リスクを回避するため、対象事業について、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金の配分額を確保すること。

イ 除却事業

- 公共施設の老朽化が進む中、人口減少下における配置の適正化や効率的な管理を一層推進するため、地方債充当率の引き上げ(現行：90% → 100%)や、地方交付税措置(現行：交付税措置なし)を講じること。

⑩ 公営企業に対する財政支援の充実

ア 病院事業

- 新 民間病院の立地が困難な経営条件の厳しい地域に所在する公立病院(不採算地区病院)について、コロナ禍においても病院機能を維持し地域医療提供体制を確保するため、不採算地区病院への地方公共団体からの支援(繰出金)について、直近の不採算地区病院の実態を踏まえ、令和3年度の特別交付税の算定における基準額が30%引き上げられることとなった。

これらの病院は、地域唯一又は主要な病院として、地域医療の中核的役割を果たしていることから、令和4年度以降も上記の基準額引上げ措置を継続・拡充するなど、不採算地区病院に対する十分な財政支援を行うこと。（再掲）

- ・ 令和3年度までとされている病院事業債(特別分)の期限を延長するとともに、公立病院が担う小児医療、救急医療等の不採算部門の措置単価の更なる引上げなど、病院事業への繰出金に対する地方交付税措置を充実させること。

イ 上下水道事業

- ・ 人口減少社会において、個々の事業者の努力だけでは経営の維持が困難な地域が増加することから、上下水道事業に対する繰出基準及び財源措置を拡充すること。また、施設の統廃合について、国庫補助金の返還免除等の財政措置を充実させること。

(2) 超過負担の解消 【総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省】

① 学校施設の整備に関する補助単価の引上げ

- 新**・ 学校施設環境改善交付金の補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること。

【県内公立学校における改築事業の補助単価と実工事費単価の乖離例（令和元年度実績）】

補助単価	実工事費単価	差額（乖離率）
189,300円/㎡	235,400円/㎡	△46,100円/㎡(△19.6%)

② 社会福祉施設の整備に関する補助単価の引上げ

- 新**・ 社会福祉施設整備事業について、補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること。

【福祉施設等の補助単価と実工事費単価の乖離例（令和元年度実績）】

区 分	補助単価	実工事費単価	差額（乖離率）
児童福祉施設 (乳児院の場合)	11,496千円/人	19,266千円/人	△7,770千円/人 (△40.3%)
介護福祉施設 (特別養護老人ホームの場合)	4,480千円/人	11,721千円/人	△7,241千円/人 (△61.8%)
障害福祉施設 (障害者支援施設の場合)	3,897千円/人	14,925千円/人	△11,028千円/人 (△73.9%)

2 地方税制の偏在是正に向けた抜本的改革の実施

(1) 税財源の充実を図る税制の抜本的改革の実施 【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

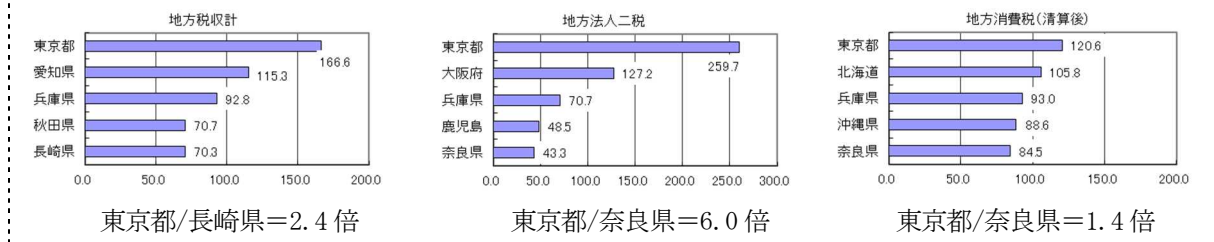
- ・ 社会保障と税の一体改革の一環として行われる消費税率の引上げは、社会保障財源の確保を目的とするものであり、国・地方を通じた税財源の充実を図る税制の抜本改革とは言えない。地方は福祉や教育等の内政全般を担当するという国と地方の役割分担のもと、国・地方間の税源配分のあり方を抜本的に見直すこと。
- ・ 地方財源の調整機能を強化するため、法人税等のうち交付税原資となる税収の特別会計への直入等を含め地方税体系を抜本的に見直し、地方交付税が地方自らの財源であることを明確にする「地方共有税」を創設すること。

(2) 地方税の偏在是正に向けた抜本的改革の実施 【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

① 地方法人課税と消費税との税源交換など抜本改革の実施

- 令和元年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正措置(特別法人事業税・譲与税の創設)が講じられたが、税制の抜本的改革は実現していない。地方が自らの発想で地域の多様性を生かした取組を進めるためには、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める必要があることから、地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との税源交換等、税制の抜本的改革を行うこと。

【人口一人当たりの税収額の指数(令和元年度決算)】



② 事業活動の実態を反映した地方法人課税の分割基準の抜本的見直し

- 現行の分割基準は、ロボット化やIT化による付加価値を生む地方の工場での労働者の減少や、本社管理部門の東京への集中、分社化等の進展による親会社への利益の移転など、事業活動の実態の変化を踏まえたものになっていない。
- 税収を適切に帰属させるため、法人事業税については応益課税の原則から、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと。
- 応能的性格である法人県民税(法人税割)についても、法人事業税と同様の分割基準となるよう見直すこと。

③ 法人事業税交付金を拡大しないこと

- 法人事業税の一部を都道府県から市町村へ交付する法人事業税交付金については、本来行うべき法人事業税の偏在是正を行わず創設されたことから、むやみに拡大しないこと。

(3) 事業活動の情報化に対応した地方法人課税の制度検討 【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

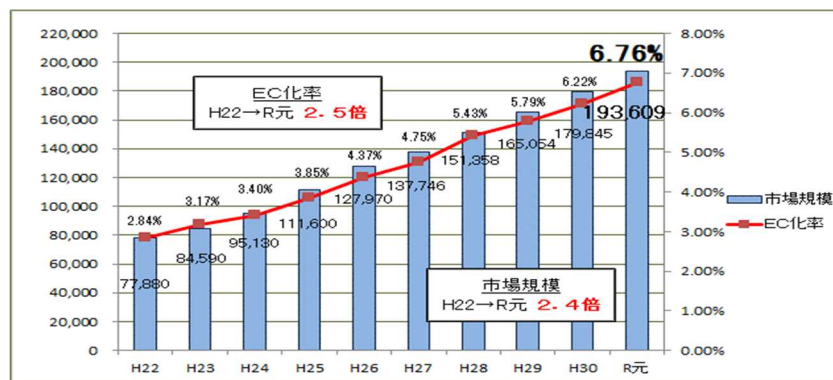
① 事業活動の実態を反映した検討

- 情報通信技術を活用した事業活動の拡大に対応し、地方団体間において適切に税収を帰属させるため、事業活動の実態を反映した地方法人課税の制度を検討すること。
- その際、電子商取引の基盤を構築しサービスを提供している法人については、サービスの提供を受けた者の所在地の地方団体において、下記の措置を講じて課税を行うこと。
 - 各都道府県における売上額を、法人県民税(法人税割)・法人事業税の分割基準に加えて課税することとし、各都道府県における売上額を把握できるような措置
 - こうした手法が困難な場合には、代替指標として分割基準に人口を加える等の措置

② 国際課税の見直しを踏まえた検討

- OECDにおける国際課税の見直しに際して、日本に恒久的施設（PE）を有しない外国企業の日本における事業活動が課税対象となった場合、配分された税収が、国税のみならず地方法人課税の税収総額の増加に結びつく課税制度を検討すること。

【電子商取引の市場規模等の推移】



※EC化率
すべての商取引のうち
電子商取引が占める割合

経済産業省
「令和元年度電子商取引に関する市場調査」

(4) 応益性を反映する外形標準課税の拡充 【総務省】

- 法人事業税は、法人がその事業活動に比例して、道路等の公共施設の利用や警察による治安、保健衛生等、様々な行政サービスを受用している点に着目して課税していることを踏まえ、応益性を反映する外形標準課税を更に拡充すること。ただし、適用対象法人の検討に当たり、中小法人の適用については、地域経済への影響を踏まえ、慎重に検討すること。

(5) 地方消費税の都道府県間の清算基準の見直し 【総務省、財務省】

- 現行の統計基準は、企業の販売額等をベースにした供給側の指標であり、消費の実態（消費地等）を十分に反映できていない。消費を的確に把握する観点から、「全国家計構造調査」等の調査内容の充実を図った上で、支出側の統計調査を活用することなども含め、より適切な清算基準となる統計指標の利用方法について十分検討すること。

3 地方の税収基盤の確保

(1) 電気・ガス供給業における法人事業税の課税方式の堅持 【総務省、財務省、経済産業省】

- 令和2年度税制改正において、新規参入の状況と見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、電気供給業のうち発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式が見直されたところであるが、令和3年度与党税制改正大綱ではガス供給業に係る収入金額による外形標準課税のあり方について引き続き検討することとされている。
- 以下の点から、電気供給業(送配電事業)及びガス供給業について、収入金額課税制度を堅持すること。
- また、令和2年度税制改正において課税方式が見直された電気供給業(発電・小売事業)については、外形標準課税及び所得課税の割合を拡大しないこと。

- ア 電気供給業及びガス供給業は、発電・製造、送配電・導管及び小売の各事業部門が相互に密接に関連しており、事業全体として、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有する。
- イ 発電・ガス製造施設及び送配電・ガス導管設備等は、規模が大きく、多くの従業員を有し、多大な行政サービスを受益している点に変わりはない。
- ウ 法的分離が義務付けられた送配電事業(R2 実施)及びガス導管事業(R4 実施)は、法的分離後も「総括原価方式」による規制料金（電気事業法又はガス事業法による経済産業大臣の託送料金の認可）が維持される。
- エ 小売事業(一般家庭用等)については、新規参入事業者の料金は自由化されているが、適正な競争環境が確保されていないこと等により消費者の利益を保護する必要性が特に高いとして、既存大手電力事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のうち経過措置対象事業者の「総括原価方式」による規制料金が経過措置により存続することとなっている。（経過措置の期間は、定められていない。）
- オ 収入金額課税制度の見直しは大幅な減収に繋がり、地方団体の財政運営に多大な支障が生じる。
- カ 本県は主要な電源立地団体として、これまで我が国の電源開発及び電力の安定供給のために、インフラ整備や環境対策など、多大な貢献をしてきたが、今後も我が国のエネルギー政策において、電気・ガスの安定供給は重要な課題となる中で、電源立地団体等に対し、大幅な減収を強いることは受け入れられない。

【兵庫県内における影響額(本県試算)】

区分	現行制度 A	所得+外形課税 とした場合 B	影響額 B-A
ガス	26 億円	6 億円	▲20 億円

※ガス供給業（収入金額課税対象分）の法人事業税について、一般の事業者と同様の「所得課税+外形標準課税」方式に変更した場合の本県の実質的な収入の影響額（減収額）を、令和元年度決算額をベースに試算（特別法人事業譲与税を含む。）

(2) ゴルフ場利用税の堅持等 【総務省、財務省、文部科学省】

- ・ 平成元年の消費税創設及び娯楽施設利用税廃止後も、ゴルフ場利用税として課税されているところであり、以下の点から、現在もその必要性に変わりはなく、都道府県及びゴルフ場所在市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持すること。
 - ア ゴルフ場利用に係る支出行為は、他の消費行為に比して十分な担税力が認められる。
 - イ ゴルフ場の利用には、ゴルフ場周辺環境の保全等、都道府県も含め地方団体の行政サービスが密接に関連している。
 - ウ ゴルフ場は広大な面積を有しており、当該地域の土地利用の長期にわたる固定化を招いている。
 - エ ゴルフ場が所在する市町村の約 75%が過疎地域や中山間地域にあり、自主的な財源に乏しい市町村が多いため、ゴルフ場利用税は貴重な財源となっている。
 - オ ゴルフ場利用税が廃止された場合、全都道府県で約 431 億円、本県では約 35 億円（うち市町への交付金約 24 億円。R 元年度決算額）の減収が見込まれる。
- ・ 70 歳以上のゴルフ場利用税の非課税措置を担税力の観点から廃止すること。

【兵庫県におけるゴルフ場に関連する予算額】

項目	主な事業	R3予算額(百万円)	
		一般会計	一財
災害対策	地滑り対策、洪水対策等	1,460	1,179
環境対策	水質調査、安全指導等	103	8
消防・救急	ドクターヘリ運営等	18	18
道路	アクセス道路維持管理等	2,768	2,662
スポーツ振興	団体・競技者支援等	5	5
地域振興	観光利用促進等	23	23
合計		4,377	3,895

【兵庫県における交付額上位団体】

県内順位	市町名	ゴルフ場利用税交付金 (単位:千円)
1	三木市	550,846
2	神戸市	351,612
3	加東市	298,658
4	宝塚市	175,076
5	西宮市	138,777

(令和元年度決算)

【1世帯あたりの貯蓄額(国民生活基礎調査(R元))】

70歳以上：1,233.5万円、65歳以上：1,276.6万円、全体平均：1,077.4万円

(3) 固定資産税の安定的確保 【総務省】

① 土地の特例措置の廃止等

- ・ 納税者の負担感に配慮し、令和3年度に限り、課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置が講じられた。

固定資産税は、市町が提供する行政サービスと資産の保有に着目して、応益原則に基づき課税する基幹税であり、新型コロナウイルス感染症対策に関する経済的な負担軽減等は、本来、国の責任において実施すべきものであることから、上記措置については令和3年度限りで確実に廃止すること。

【R3年度税制改正：固定資産税（土地）の負担調整措置】

- ・ 宅地等及び農地の負担調整措置について、R3年度からR5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、従来の負担調整措置の仕組みを継続。
- ・ その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、R3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じる。

② 土地の負担調整措置に係る商業地の据置特例の見直し

- 新**・ 令和3年度から令和5年度までの間、現行の仕組みを継続するとされた負担調整措置に係る商業地の据置特例（下落時は評価額の70%、上昇時は60%に収斂）については、近年の地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、地価上昇地域と下落地域等の負担の公平化を図る観点から、今後、負担水準を評価額の70%に統一するなど見直しを検討すること。

【商業地の負担調整措置（令和3年度～令和5年度）】

- ・ 負担水準が70%以上の場合：今年度評価額の70%に引き下げ
 - ・ 負担水準が60%～70%未満の場合：前年度課税標準額と同額に据置
 - ・ 負担水準が60%未満の場合：今年度評価額の5%を前年度課税標準額に上乘
- (参考) 負担水準 = 前年度課税標準額 / 当該年度評価額

③ 償却資産の特例措置の廃止等

- ・ 平成30年度税制改正において創設された、中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置（令和2年度まで）については、新型コロナウイルス感染症対策として2年間延長したとしても、期限到来により確実に廃止するとともに、安定的確保を図ること。
- ・ 経済状況等を踏まえた更なる軽減措置の拡充等を行わないこと。

④ 償却資産に関する固定資産税の堅持

- ・ 償却資産に関する固定資産税は、企業活動が、土地と建物(家屋)、機械・設備等(償却資産)を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること。

【固定資産税(償却資産)の状況】

(単位：億円)

区分	全国		兵庫県	
	金額	構成比	金額	構成比
固定資産税	89,957	40.1%	3,874	40.7%
土地	34,480	15.4%	1,380	14.5%
家屋	38,498	17.2%	1,743	18.3%
償却資産	16,979	7.6%	751	7.9%
全税目計(市町村税)	224,228	100.0%	9,529	100.0%

(全国：平成30年度決算、兵庫県：令和元年度決算)

(4) 所得格差に対応する税率構造の構築 【総務省、財務省】

- 新**・ 所得税が有する再分配機能を更に高めるよう、累進性の高い税率構造への見直しを図ること。
- 新**・ 本来、資産所得として勤労所得よりも高い担税力を有する金融所得に対する課税(所得税、個人道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割)については、単一税率ではなく、所得に応じた累進税率の導入を検討すること。

(5) インボイス制度導入に向けた適切な支援 【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

- ・ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入に当たって混乱が生じないように、制度の十分な周知や指導、新たな課税事業者となる事業者に対してインボイス制度に対応したレジや受発注システムの導入支援など、制度導入に向けて万全の支援を行うこと。

4 ふるさと納税における適切な制度設計

(1) ふるさと納税の趣旨を踏まえた返礼品のあり方の検討 【総務省】

- ・ 返礼品のあり方については、過度な返礼品による制度趣旨の歪みを見直す制度改正が行われたところではあるが、ふるさと納税は寄附金として経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に上乗せした特例控除が適用されることを踏まえ、さらなる検討を行うこと。

(2) ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直し 【総務省】

- ・ 平成27年度より実施されている「ふるさと納税ワンストップ特例制度」では、所得税控除分相当額も含めて個人住民税から控除されるため、国が本来負担すべき所得税控除分相当額については、基準財政収入額から100%(現行：75%)控除するなど、国の責任において財源措置を図ること。

【兵庫県へのふるさと納税に係る控除額の内訳(令和2年度課税)】

個人住民税(県民税・市町村民税)控除額	172.5億円
うちワンストップ特例制度分控除額	56.4億円
うち所得税控除分相当額	10.3億円

(3) 「企業版ふるさと納税制度」の運用改善 【内閣官房、内閣府】

- ・ 寄附を通じて地方創生に貢献するという事業目的を踏まえ、個人版ふるさと納税と同様に、本社が所在する地方自治体への寄附を可能とすること。
- ・ 令和2年度より事業ごとの認定から包括的な認定に簡素化されたが、充て可能な国の補助金や交付金の範囲を拡大するなど、更に弾力的に適用できる制度とすること。
- ・ 現行制度では、寄付金は、受領した年度中に事業への充て又は基金への積立てを行うこととされているため、年度末に急遽多額の寄付申出があった場合等、歳出予算計上ができないことを理由に当該寄付を断らざるを得ない事例が生じている。企業決算の時期を踏まえると、年度末の新たな寄付申出や増額などは十分想定されるため、寄付金を受領した翌年度での基金積立てを可能とする等、弾力的な運用を図ること。

5 宝くじの売上向上 【総務省】

- ・ 多様な購入者ニーズに応えられるよう、払い戻し率の見直しや販売等事務委託先の拡大、決済手段の拡大等によるインターネット販売の促進など、抜本的な措置を講じること。

【提案の背景】

- ・ 宝くじの売上は、平成17年度の1兆1,047億円をピークに減少傾向にあり、令和元年度には7,931億円まで落ち込んでいる。
- ・ 本県では、より多くの人に宝くじが身近な存在となるよう、中間当せん金を拡充した宝くじや収益金の使途を明示した宝くじの発売、宝くじが持つ社会貢献性の若年層へのPRなどに取り組んでいるが、全国的に更なる対策を講じる必要がある。

<(一財)日本宝くじ協会調査(R元年度)>

- ・ 宝くじを買わない理由 1位：当たると思わない
- ・ ジャンボ宝くじ未購入者が購入動機になる取組 1位：中間当せん金帯を拡充する
- ・ 宝くじについて知らせてほしいこと 1位：収益金の使いみち
- ・ 最近1年間の購入者の割合（全国アンケート(約6,000人)による）：41.8%（20歳代では26.1%）

<当せん金付証券法における規定>

- ・ 当せん金品の総額は、発売総額の5割が上限
- ・ 発売等事務委託先は、銀行や政令で定める金融機関（信用金庫等）に限定

V 地方分権改革を推進する仕組みの構築

1 国と地方の協議の場の機能強化

(1) 国と地方の協議の場の積極的活用 【内閣官房、内閣府】

- ・ 地方との十分な協議が行われない状況で成立した高校無償化法のような例を繰り返さないよう、地方自治に関わる重要法案については、地方との事前協議を義務付けること。
- ・ 地方行政や地方財政、地方税制等、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等に当たっては、開催決定前に十分な期間をおき、地方の意見を確実に反映させた上で、適時適切に国と地方の協議の場を開催すること。

(2) 必要となる分科会の設置 【内閣官房、内閣府】

- ・ 国と地方の協議の場を実効性のあるものにするため、社会保障・税一体改革の分科会が設置されているのと同様に、地方自治にとって重要なテーマである「地方財政対策」や「国と地方を通じた税制改正」、「国から地方への事務・権限の移譲」等については、分科会を設置し、十分に活用すること。

2 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応

(1) 「提案募集方式」の更なる充実 【内閣府】

① 支障事例が示されない事務・権限の移譲を求める提案の検討

- ・ 国から地方へ事務・権限の移譲を求める提案に対しては、本来、国において移譲することによる支障を立証すべきものであることから、地方から具体的な支障事例が示されなくても、関係府省との検討を行うこと。

② 複数団体から再提案があった場合の再検討

- ・ 過去に関係府省との調整対象外とされた提案であっても、同じ内容の提案が複数の団体からあった場合は、新たな課題として関係府省と再検討を行うこと。

③ 提案募集検討専門部会での提案団体の発言機会の付与

- ・ 制度の見直し等において地域の実情が適切に反映されるよう、提案募集検討専門部会で提案団体が提案の趣旨や支障事例等を十分に発言できる機会を付与すること。

(2) 実証実験的な権限移譲の導入 【内閣府】

- ・ 地方が求める事務・権限を財源と合わせて実験的に移譲する実証実験的な方法を導入すること。

(3) 提案の実現に向けたフォローアップ 【内閣府】

- ・ 「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係府省との間で、提案趣旨に沿って確実に検討を行うこと。